

年少労働調査資料第三八集

年少者の不当雇用

— 調査報告（関東甲信越篇） —

年少者の不当雇用慣行

— 調査報告（関東甲信越篇） —

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

は し が き

年少者の不当雇用に関する実態調査は、昭和二十八年度においては東北地方について、昭和二十九年年度においては九州地方について実施してきたのであるが、ひきつづいて、昭和三十年度は関東甲信越地方を実施した。

以前に比して、調査地域が広範に亘つたことや調査方法が変つたこと等のため、調査は意外に手間取つたが、関係機関の非常な努力によつて、不十分ながらも完了することができた。

この調査は、いわゆる人身売買を中心とする不当雇用のおそれある年少者について、調査を進めてゆき、この過程を通じて、その未然防止を図るとともに、若し既にこれにおちいつている者があれば保護の措置を講ずることに主眼を置いた。

本書は、その調査結果をまとめたものである。ここにまとまつた該当件数は極めて僅少であり、従つて、これを調査結果の数として見る限り、あるいは、大がかりな調査の割に成果が薄かつたかの感が持たれるかも知れない。然し、この調査は、調査そのものより、その過程における啓発の効果を期待したものである。昭和三十年八月十日から一カ月間、右の実態調査に併せて、全国に亘り、その防止特別活動を実施したが、両々相俟つて、不当雇用慣行の是正防止に役立つことが大きかつたものと信ずる。

おわりに、この調査を担当された婦人少年室協助力員及び関係機関の各位に対し、深く感謝申しあげると共にさらに今後その悪習の打破に一層の御協力をお願いする次第である。

目次

はしがき	一
I 調査要領	一
一、調査の目的・方針	四
二、調査の種類・段階	四
三、調査の範囲・対象	五
四、調査の時期	五
五、調査の内容	五
六、調査の担当者	六
七、調査の方法	六
八、調査の結果	九
九、関係機関の協力	九
一〇、その他	九
II 調査の経過と結果	一一
一、学校調査	一三

二、市町村調査	一六
三、親元調査	一八
四、雇用先調査	二二
A 概 数	二二
B 説 明	二六
1. 調査対象年少者の就業先	二六
2. 親元の状況	二七
イ、親（保護者）	二八
ロ、親元の家族	三一
ハ、親元の収入	三三
3. 雇用経過	四〇
イ、就業動機と就業形態	四〇
ロ、就業あつた者	四三
ハ、前 借 金	四六
4. 労働条件	四七
イ、業務内容及び就業期間	四七
ロ、賃 金	五〇

ハ、労働時間・休憩・休日……………五五

5. 私生活の状況……………五九

6. 年少者の意見……………六〇

Ⅱ 事例と措置……………六五

附 録……………七七

一、調査担当者の体験記……………七九

二、地方的特殊雇用慣行（新潟県の葉売り）……………九〇

三、調査表……………九八

Ⅰ
調
査
要
領

この調査は、「年少者の不当雇用慣行実態調査要領」に基づいて実施されたのであるが、その要領に関して、東北及び九州地区（前回）の場合と異なる主な点は次のようなことである。

1. 実施の主体に関し、労働省、文部省、厚生省が共同して、この調査に当るものであることを明らかにした。
2. 調査の範囲に関し、今回は、関東甲信越の十都県を選んだ。

3. 調査の対象に関し、公立中学校の長欠児童及び昭和三十年三月の卒業生に限定した。先ず、長欠児童については、前回は学校側の判断で不当雇用の疑いある者を最初の調査対象としたが、判断の誤り等による調査誤れを防ぎ、その正確性を期するために、調査スタートにおけるワタを拡げ、長欠生徒（連続三十日以上欠席）のうち親元を離れている者を最初の対象とした。次に、卒業生についても、最初から不当雇用の疑いの有無に関する学校の判断に基づいて爾後の調査を進めるということでなく、今回はそのワタを拡げ、学校及び安定所のある旋以外の方法で就職した卒業生のうち親元を離れている者を対象とした。但し、前回は、満十八才未満の卒業生全部をその対象としたが、学校において、これら三年次に互る卒業生の状況を把握することは實際上困難であり、また実質的な調査効果も得られないと思われたので、今回は、昭和三十年の卒業生に限った。なお、前回は、警察その他関係機関の資料、情報等から得られた十八才未満の年少者をも、前記の長欠生徒及び卒業生と併せ、その調査対象としたが、これについては、調査そのものの統一性を欠くことになるし、また、この調査とは切り離して措置するのが妥当であるので、今回は、これをとりやめたのである。

4. 調査の段階に関し、前回は予備調査として学校調査を実施したが、今回は学校調査のほかに市町村調査の段階を設けた。学校調査によつて、まず前記の調査対象者を掴み、次に夫々の年少者の動向をより的確に把握で

きると考えられる市町村において、不当雇用のおそれある者の摘出調査を行うこととし、予備調査の段階における該年少者の摘出洩れを排することとした。

5. 調査の担当者に関し、今回は、選元及び雇用先調査の段階で、婦人少年室協助力員及び児童委員がこの調査に当ることとした。

6. 調査の様式及び内容に関し、これを整備した。

そこで、次に「年少者の不当雇用慣行実態調査要領」を掲げる。

年少者の不当雇用慣行実態調査要領

一、調査の目的・方針

年少者の不当雇用慣行に関する実態について労働省、文部省、厚生省の共同により調査するものである。

本調査は、年少者の不当雇用慣行の防止啓発並びに排除保護活動に資するため実施するものとする。

二、調査の種類・段階

第一段階 予備調査

(1) 学校調査

(2) 市町村調査

第二段階 選元調査

第三段階 雇用先調査

三、調査の範囲・対象

予備調査——関東甲信越地区都県

(茨城、群馬、栃木、馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟の十都県)における公立
中学校の長期欠席生徒及び昭和三十年三月卒業生

親元調査——関東甲信越地区都県における前記年少者中不当雇用の疑いある者

雇用先調査——関東甲信越地区都県及びその他の受入道府県(親元調査の結果判明する)における不当雇用の
疑いある者

四、調査の時期

予備調査——六月～十月

親元調査——十一月～十二月

雇用先調査——一月～二月

五、調査の内容

別紙様式の定めるところによる(附録三、調査表参照)

(1) 別紙様式の一 長期欠席生徒並びに卒業生動向調査表

A 長期欠席生徒動向調査表

B 卒業生動向調査表

(2) 別紙様式の二

長期欠席生徒並びに卒業生市町村摘出調査表

- (3) 別紙様式の三 親元（保護者）並びに雇用先（年少者・雇用主）調査票

なお、地方的特殊慣行の把握に努めるものとする。

六、調査の担当者

- (1) 婦人少年室職員
- (2) 調査員（児童委員並びに婦人少年室協助員）
- (3) 学校調査については、公立中学校教職員
- (4) 市町村調査については、市町村職員

七、調査の方法

（予備調査）

- (1) 関東甲信越地区都県の婦人少年室（以下室という）より夫々管内公立中学校あて別紙様式の一（A・B）の調査表を送付し、送付をうけた学校は、
 - ④ 長期欠席生徒については、④ 調査当時において引き続き三十日以上欠席し、④ 且つ、親元（保護者）を離れている者
- ⑤ 本年三月卒業生については、④ 学校及び公共職業安定所のあつ旋以外の方法で就職し、④ 且つ、現在において親元（保護者）を離れている者の調査記入を行う。
- (2) 室は、(1)の調査表を回収し、その結果に基いて、市（区）町村別の該当者数を本省に報告する。
- (3) 本省は、(2)に従い、別紙様式の二の調査表をその所要枚数だけ室（但し、東京都を除く）に送付する。

(4) 室(但し、東京都を除く)は、(1)の結果の該当者の氏名その他所要事項を、市町村別に別紙様式の二の調査表に転記して、夫々の市町村に送付し、記載者のうち、不当な雇用関係の疑いある者の摘出方を依頼する。

(5) 室(但し、東京都を除く)は、(4)による調査表を回収し、その結果に基く摘出該当者(不当な雇用関係の疑いある者)数を本省に報告する。

(親元調査)

(6) 本省は、(5)(但し、東京都については、(2)に従い、別紙様式の三の調査票をその所要部数だけ室に送付する。

(7) 室は、(4)(但し、東京都については、(1)の結果の該当者の氏名その他所要事項を(6)の調査票(一名につき一部)に記入する。

(8) 室は、(7)の該当者の親元在住の市(区)町村の区域を受持つ調査員に夫々の調査票を送付し、その調査を依頼する。

調査員は、当該年少者の親元に赴き、その者の親(保護者)より、調査票中(親)の調査項目につき、聴取記入する。

なお、室員は適宜本調査を分担することとする。

(9) 室は、(8)による調査票を回収し、不当雇用の疑いのあるものとなしものに摘別整理して、その結果数を本省に報告する。

なお、室は、右の調査票を次により分類して夫々自室に保管或いは本省あて送付する。

(4) 当該年少者の就業先が自都県であつて

(a) 不当雇用の疑いのある分——自室保管

(b) 疑いのない分——本省送付

(4) 当該年少者の就業先が他都道府県であつて

(a) 不当雇用の疑いのある分——本省送付

(b) 疑いのない分——

(雇用先調査)

(a) 本省は、(9)により送付された調査票のうち、不当雇用の疑いのある分(9)の(4)の(a)を該当者の夫々の受入都道府県の室に送付する。

(b) 該当者の出身地(関東甲信越地区)都県及び受入地都道府県の室は、(9)の(4)の(a)の自室保管の調査票乃至は(10)の本省より送付された調査票を夫々その年少者の雇用先所在の市(区)町村の調査員に送付し、その調査を依頼する。(視元調査の結果、不当雇用の疑いなしと判定されたものについては、雇用先調査を行わないことになる。)

調査員は、当該年少者の雇用先に赴き、まず、本人より調査票中(年)の項目につき、次に、その雇用主より(雇)の項目につき夫々聴取記入する。

なお、室員は、適宜、本調査を分担することとする。

(2) 室は、(14)による調査票を回収し、結果数を報告するとともに、これを本省あて一括送付する。

03 関東甲信越地区都県の室は、(2)による調査表（学校調査結果）及び(5)による調査表（市町村調査結果）を本省あて一括送付する。

八、調査の結果

実態調査報告書（関東甲信越篇）を昭和三十年度内において作成する。

九、関係機関の協力

(1) 学校、市（区）町村、児童委員の協力を求め、本調査の円滑実施を図るものとする。

このため、本省においては、右所轄の中央行政機関と協力して、その実施の円滑を図るが各室においても夫々の協力を得ることに努めること。

(2) 関係機関より、随時、情報、資料の提供を受け、本調査に資せしめることとする。

一〇、その他

(1) 本調査の過程において啓発資料（リーフレット）を作成し、適時配布する。

(2) 本調査の過程において不当雇用の明確化したものについては、室長は、速やかに本省に報告すること。

(3) 本調査の実施に当つては、できうる限り、客観的事実の把握に努めること。

なお、調査上知り得た個人の秘密は絶対に他に漏らしてはならない。

(4) 本調査に当り、室員は調査員証票を、又婦人少年室協助員は臨時調査員証票を携帯すること。

Ⅱ 調査の経過と結果

この調査は、学校調査、市町村調査、親元調査及び雇用先調査の各段階を経て実施された。即ち、調査対象者のうち、不当雇用の疑いのある者を、その段階を経るごとに、だん／＼しぼっていつて、最終的に疑いを持たれるにいたつた年少者の親元と就業先の実情を明らかにしようとするものであつた。従つて、各段階の順を追つて調査の経過をたどり、説明することにした。

一、学校調査

不当雇用の場におちいり又はそのおそれのある年少者を如何にして把握してゆくか。その仕方としては、いろいろな方法があるだろう。若し、この調査が調査そのものを目的とするのであれば、いきなり関係のありそうな就業先について年少者を調べるの方がはるかに有効であり、又広汎且つ的確であると思われる。然るに、この調査がねらうところのものは、調査の過程を通じて、不当雇用慣行の未然防止のための啓発活動を行うことにある。しかも一方、このような反社会的な雇用慣行は、年少者についてみると、義務教育過程とくに中学校の不就学もしくは長期欠席児童、更には、縁故で就業した児童の就業形態のなかに多いのである。従つて、中学校において問題のありそうな児童をまず調査の初対象とし、以後の調査で、遂次、該当者をふるいにかけていくという方法をとつた。

次に、では、問題のありそうな児童とは如何なるものか。まず長期欠席児童についてみると、病氣等のほかは、家庭貧困によるものが多く、従つてこの場合家計補助のため就業しているのが普通である。そして、その者が親元

にいないとすれば、いわゆる人身売買され、或いは、不当な雇用関係におかれていることがないとは言えない。否、従来の例を見るに、このようなことが少くなかった。そこで、親元を離れている長欠児童が挙げられたのである。但し、長欠期間は、大体一カ月の余休んでゐる者にその該当者が見られるであろうという判断に基いて、また調査上の便法をも考慮して、右の長欠児童は、調査当時において引き続き三十日以上欠席しているものに限定した。更に、卒業生についても、縁故——いわば手づるで就職した者の就業関係のなかに不当な要素が入り込んでゐる場合が見受けられる。そして、この場合、多く問題になるのは、悪質若しくは不確かなあつ旋人の介在である。中学を卒業したといつても、十四・五才の子供のことではあり、貧困という家庭の背景があるときは、仲介人によつて、親元から他に売られる事態が起りがちになる。この点その就業あつ旋が学校及び公共職業安定所であれば、心配ない。そこで、学校及び安定所のあつ旋以外の方法で就職し親元を離れているものをもとりあげ、調査の対象とした。ただ、各年次の卒業生の動向を学校において全部つかむことは不可能であるから、一応、昭和三十年三月の卒業生に限定したのである。

さて、学校調査は、夫々の公立中学校の教職員がこれを担当した。所定の調査表に前に述べたものに該当する長欠生と卒業生の状況を記入するのがその作業である。

この調査は、関東甲信越地区都県の全公立中学校について、昭和三十年六月から七月にかけて行われたが、調査に当つたその学校数を本校と分校にわけて示すと第1表のとおりである。

この結果、該当者として挙げられたものは、総数一八、八五二名であつて、その状況は第2表のとおりである。即ち、不当雇用のおそれありとして、学校で把握された年少者が一八、八五二名となつた訳であつて、以後、調査を進めてゆくうちに、その疑いのないことが分つたものは、この調査から外してゆくことになるのである。

第1表 都県別・調査対象
公立中学校校数

学校数		本 校	分 校	合 計
都県				
茨城	城	359	6	365
栃	木	198	8	206
群	馬	233	6	239
埼	玉	351	6	357
千	葉	341	3	344
東	京	398	8	406
神	奈	201	3	204
新	川	407	93	500
山	潟	155	8	163
長	野	347	17	364
合 計		2,990	158	3,148

第2表 都県別・長欠生卒業生別・性別・該当者数

区分		長 欠 生			卒 業 生			合 計		
都県		男	女	計	男	女	計	男	女	計
茨城	城	193	272	465	1,325	873	2,198	1,518	1,145	2,663
栃	木	101	119	220	1,698	995	2,693	1,799	1,114	2,913
群	馬	74	90	164	1,179	676	1,855	1,253	766	2,019
埼	玉	177	232	409	1,085	622	1,707	1,262	854	2,116
千	葉	248	326	574	1,127	705	1,832	1,375	1,031	2,406
東	京	46	147	193	3	27	30	49	174	223
神	奈	72	106	178	293	253	546	365	359	724
新	川	56	65	121	1,937	1,315	3,252	1,993	1,380	3,373
山	潟	36	70	106	596	390	986	632	460	1,092
長	野	8	4	12	783	528	1,311	791	532	1,323
合 計		1,011	1,431	2,442	10,026	6,384	16,410	11,037	7,815	18,852
比 率		13.0			87.0			100.0		

第2表に示すとおり、長欠生と卒業生の該当比率は二三対八七であるが、このように相當な開きのあるのは、夫々の絶対数（長欠生・卒業生）の開きによるものである。また、都県別に概観すると、東京、神奈川を除く各県の該当者数は、ほぼ、その絶対数に比例している。とくに、東京都と神奈川県においてその該当者が少いのは、事業場の多い地帯であるため、その就業につき、親元を離れなくても身近かなところで働くことに基くものであると思われる。

二、市町村調査

学校調査の結果、一応不當雇用のおそれがあるとして挙げられた者について、管轄の市町村が更に夫々の状況を概略調査し、その疑いのある者となし、不当雇用の疑いのある年少者だけをひき出すのがこの調査である。学校では、なか／＼把握しにくい家庭事情等も、市町村では比較的よく分る場合が多く、又その近隣等同一地域の関係者から聴取できる機会も多い訳であるから、この調査の段階を設けて、この後の調査の手間をはぶくとともに、市町村を通して啓蒙を図ることにしたのである。但し、東京都については、大都市の特殊性から、区役所等において、これを把握することは實際上困難であるので、この段階の調査を行わないことにした。

ところで、この調査は、市町村職員により、八月から十月にかけて実施された。この調査のほど終る時期に、新潟市の大火があり、新潟市役所では調査も完了して提出するばかりになつていた調査表が焼失するという事態が起り、また、郵便局の類焼によつて、県下の市町村から集まつた調査ずみの表が無駄になる等のがあつた。かか

る非常事態のさなかにも拘らず、新潟市役所は誠意をもつて再調査にのりだし、又婦人少年室は、新潟郵便局での焼失の分について、他の市町村あて再連絡するなど非常な努力によつて、この調査を無事終えることができた。

第3表は、この調査を実施した市町村の数であるが、これは学校調査の結果の該当年少者の親元の市町村の数である。但し、さきにも述べたとおり、東京都については、この調査を行わなかつた。

対 調 査 別 市 町 村 数
都 県 市 町 村 数

第3表

市町村数		都 県
115	73	茨 城
103	137	栃 木
106	38	群 馬
38	38	埼 玉
145	69	千 葉
130		東 京
954		神 奈 川
		新 潟
		山 梨
		長 野
		台 計

五名となつたのである。第4表はその内訳であるが、東京都については市町村調査を行わなかつたので、学校調査結果の該当者をそのまゝ転記した。

なお、市町村調査の結果、不当雇用の疑いある者は、当初の一八、八五二名からその二・三%に当る四二五名に大きく調査範囲がしぼられたのである。また、学校調査において不当雇用のおそれがあるとされた者のうち、長欠生と卒業生の割合は、卒業生の方が圧倒的に多かつたのが、第4表によつて分るように、市町村調査でしぼつた結果では、卒業生の該当者は微減し、長欠生の方に倍以上（約3対7）の問題児童があることになつた。更に又、男女別にみると、学校調査の結果では、男の方が女よりずつと多かつたのが、市町村調査を経て、不当雇用の疑いある者

市町村調査は、前述のような理由から、新しく実施することになつた方法であるが、それ／＼の市町村では、いろ／＼の事情もあつてのことであらうが、場合によつて、その年少者の実際のところをつかむことは困難のものもあつたやうである。然し結局、学校調査結果の一八、八五二名のうち、不当雇用の疑いがあるとして摘出された者は四二

だけを抜き出した結果、女の方が男の約三倍の数となった。結局、長欠女子に問題のものが多くことになる訳である。次に、県別（東京都を除く）にみると新潟県の卒業生にその該当者が多いが、これは、いわゆる供出県であることの特殊事情によるものであると思われる。

三、親元調査

学校調査及び市町村調査は予備的調査として行われたものである。この段階を経て、不当雇用の疑いありとされた者について、その親元における実状の調査が行われる。即ち、今までの調査の結果、不当雇用の疑いが持たれるに至った年少者四二五名についてその親（保護者）より調査員が具体的に面接聴取するのが親元調査である。この調査には、婦人少年室職員、婦人少年室協助力員及び

第4表 都県別・長欠卒業生別・性別・該当者数

都県	区分	長 欠 生			卒 業 生			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
東京都	茨城	2	12	14	4	5	9	6	17	23
	栃木	6	6	12	2	3	5	8	9	17
	群馬	10	4	14	—	—	—	10	4	14
	埼玉	5	11	16	1	3	4	6	14	20
	千葉	8	7	10	4	6	10	7	13	20
	東京	46	147	193	3	27	30	49	174	223
	神奈川	—	7	7	—	—	—	—	7	7
	新潟	2	9	11	8	38	46	10	47	57
	山梨	2	15	17	6	7	13	8	22	30
	長野	2	2	4	5	5	10	7	7	14
	合 計	78	220	298	33	94	127	111	314	425
	比 率	70.1			29.9			100.0		

（註）東京都については学校調査結果の該当者数

児童委員が当つた。調査時期は十一月から十二月にかかつた。親元の居住地が辺ぴなところにあるため、疎かな言
い方をすれば、~~〆~~野を越え山を越え~~〆~~てここを訪ね、或いは、足をへらしてやつと訪ねあてたら、不在のため、日
をあらためて足を運ぶこと四五度、更には、その行先を追つて、漸く調査を終えることができた等、調査上に非常
な苦勞が払われた。(附録一、調査担当者の体験記参照)

ともかく、このようにして親元における事情を調査した結果、前記四二五名のうちいわゆる人身売買關係にない
ことの分明したものは三二〇名、なお、その疑いの濃くなつたものは一〇五名である。従つて、この一〇五名につ
いて、次にその雇用先調査が行われることになるのである。

いま、親元調査の結果において不当雇用慣行(いわゆる人身売買)の疑いが依然として持たれ、乃至その疑いがい
よ／＼強く持たれるに至つた年少者一〇五名について、都県別、長欠・卒業生別、性別に見ると、第5表に示すこ
とである。まず、都県別には、東京都三〇名、新潟県二三名で他県よりずつと多く、神奈川県は零である。また、
長欠生・卒業生別には、前者は七七名で、後者の二八名の二・七五倍に当る。なおまた、性別にみると、女子は八
一名、男子は二四名であり、長欠生、卒業生とも、女子は男子の約三倍乃至四倍となつて女子が圧倒的に多い。

次に、右の一〇五名の年少者の親元別にその就業先の都県を示したものが第6表である。就業先はやはり東京都
及び新潟県が多いが、その一六・二%に当る一七名の就業先は不明となつてゐる。親元における事情聴取によつ
て、これら年少者につき不当雇用のおそれが多く持たれるのではあるが、親元では如何にしても、その行先が判然
としないものである。ただ、この不明のうちには、不当雇用の疑いの濃いものが多く含まれてゐると思われる。

第5表 都県別・長欠卒業生別・性別・該当者数

区分		長 欠 生			卒 業 生			合 計		
都 県		男	女	計	男	女	計	男	女	計
茨 城	茨 城	—	9	9	—	—	—	—	9	9
栃 木	栃 木	1	4	5	—	—	—	1	4	5
群 馬	群 馬	9	3	12	—	—	—	9	3	12
埼 玉	埼 玉	1	7	8	—	1	1	1	8	9
千 葉	千 葉	—	2	2	—	1	1	—	3	3
東 京	東 京	4	18	22	—	8	8	4	26	30
神 奈 川	神 奈 川	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新 潟	新 潟	2	10	12	1	10	11	3	20	23
山 梨	山 梨	—	4	4	1	2	3	1	6	7
長 野	長 野	2	1	3	3	1	4	5	2	7
合 計	合 計	19	58	77	5	23	28	24	81	105
比 率		73.3			26.7			100.0		

第6表 親元都県別・雇用先都県別・該当者数

親元都県	雇用先都県	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神 奈 川	新 潟	山 梨	長 野	静 岡	不 明	合 計	比 率
茨 城	茨 城	5	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	2	9	8.6
栃 木	栃 木	—	2	—	1	—	2	—	—	—	—	—	—	5	4.8
群 馬	群 馬	—	—	10	—	—	2	—	—	—	—	—	—	12	11.4
埼 玉	埼 玉	—	—	—	5	—	3	—	—	—	—	—	1	9	8.6
千 葉	千 葉	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—	3	2.9
東 京	東 京	2	—	—	—	—	18	1	—	—	—	1	8	30	28.6
神 奈 川	神 奈 川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
新 潟	新 潟	—	—	—	—	—	3	—	18	—	1	—	1	23	21.9
山 梨	山 梨	—	—	—	—	—	1	—	—	2	1	1	2	7	6.6
長 野	長 野	—	—	—	—	1	2	—	—	—	1	—	2	7	6.6
合 計	合 計	7	2	10	6	3	33	1	18	2	3	3	17	105	100
比 率		6.6	1.9	9.5	5.7	2.9	31.4	1.0	17.1	1.9	2.9	2.9	16.2	100	

四、雇用先調査

A 概 数

親元調査の結果、不当雇用慣行（いわゆる人身売買）の疑いが強く持たれるに至つた一〇五名のうち、雇用先不明の一七名（このうちに、むしろ問題の多いものがあると考えられるが、行先不明のため調査は不能である。）を除いた八八名の年少者について、雇用先調査が実施されたのである。

雇用先調査は、昭和三十一年一月から二月にかけて、婦人少年室職員、協助力員及び児童委員がこれに当り、その年少者の就業先を訪問して、雇用主及び年少者に面接して所要事項を聴取する方法で行われた。調査に当つては、場合により、雇用主の調査忌避があつたり、或いは、親元で聴取した雇用先には既に居らず、ために、その行先を迫りかけて調査する等多くの困難を伴つた。

この雇用先調査によつて、親元調査の段階までは不当雇用慣行の疑いが持たれたものも、実際にその就業先について調べた結果、それに該当しないことの判明したものが多い。不当雇用なかんずくいわれる人身売買に該当することがはつきりした年少者については早速関係機関に連絡して適当な措置をとつたことは言うまでもない。（「事例と措置参照」）

結局、前記八八名の調査結果は第7表のとおりで、実際に調査を終えたものは七四名（八四・一％）である。調査されなかつた残りの一四名（一五・九％）のうち、二名は雇用関係なし、一二名は帰郷である。即ち、親元調査

までの段階で不当雇用の疑いありとして雇用先調査を実施したところ、全く雇用関係なく、従つて不当雇用の問題が起らず、乃至は、この調査時において当該年少者が既に帰郷して年少者の面接調査がなされなかつたものである。

前に述べたとおり、実態把握のできた七四名のうちには、いわゆる人身売買に該当しない者もあるが、何らかの意味で、多かれ少かれ、その場に置かれている者が殆んどである。そして、いわゆる人身売買の発生の基盤とその実情の解明のためには、これらの者をも含めて説明するのが妥当と思われる。以下、この七四名の状況について述べることにする。

第7表 該 当 者 数

区 分	実 数	比 率
該 当	74	84.1
非 該 当	14	15.9
雇用関係なし	(2)	(2.3)
帰郷	(12)	(13.6)
合 計	88	100.0

そこで、その七四名について、長欠・卒業生別にその年令と性別の状況を見ると第8表のとおりである。該当者七四名のうち、五六名(七五・六%)が長欠生であり、卒業生一八名(二四・四%)の三倍強に当る。男女別にみると、長欠生については、男一五名、女四一名であり、卒業生については、男四名、女一四名で、女子に該当者が多い。年令上は、長欠生では普通第三学年の年令にあたる一四才及び一五才が一九名で、この年令層が多いが、この場合一年生乃至二年生のとき欠席したまゝ、一年も二年もの長期に亘つている者も少くないから、第三学年の長欠児童に該当者が多いことを意味していない。卒業生では、中学校の卒業年令である一五才の者が一〇名であり、一六才三名、一七才一名となつてゐる。この合計数

としてみると、一五才が二六名で三五・一%を占め、一四才一九名(二五・七%)、一六才一七名(二三・〇%)、一三才九名(一二・一%)、一七才三名(四・一%)の順となる。但し、以上の年令は、親元調査の時点が基準である。

次に、七四名の親元在住地別にみると、第9表のとおりであり、新潟一九名(二五・七%)、東京一五名(二〇・二%)、群馬一二名(一六・二%)、埼玉七名(九・五%)、茨城、栃木各五名(六・七%)、山梨、長野各四名(五・四%)、千葉三名(四・一%)の順に多い。卒業生の該当者は新潟県に多く、茨城、栃木、群馬、埼玉の各県には該当がない。

更に、七四名の雇用先を都県別にみると、第10表に示すとおりであり、東京二五名(三三・八%)が圧倒的に多く、次いで、新潟一六名(二一・六%)、群馬一〇名(一三・五%)が比較的多く、

第8表 年令別・長欠卒業生別・性別・該当者数

区分 年令別	長 欠 生			卒 業 生			合 計			比率
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
13才	2	7	9	—	—	—	2	7	9	12.1
14才	3	16	19	—	—	—	3	16	19	25.7
15才	8	11	19	2	5	7	10	16	26	35.1
16才	1	5	6	2	9	11	3	14	17	23.0
17才	1	2	3	—	—	—	1	2	3	4.1
合 計	15	41	56	4	14	18	19	55	74	100.0
比 率	75.6			24.4			100.0			

第9表 親元都県別・長欠卒業生別・性別・該当者数

親元都県	区分			卒 業 生			合 計			比率
	長	欠	生	男	女	計	男	女	計	
茨城	—	5	5	—	—	—	—	5	5	6.7
栃木	1	4	5	—	—	—	1	4	5	6.7
群馬	9	3	12	—	—	—	9	3	12	16.2
埼玉	1	6	7	—	—	—	1	6	7	9.5
千葉	—	2	2	—	1	1	—	3	3	4.1
東京	3	9	12	—	3	3	3	12	15	20.3
神奈川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
新潟	—	9	9	1	9	10	1	18	19	25.7
山梨	—	2	2	1	1	2	1	3	4	5.4
長野	1	1	2	2	—	2	3	1	4	5.4
合 計	15	41	56	4	14	18	19	55	74	100.0

第10表 雇用先都県別・長欠卒業生別・性別・該当者数

雇用先都県	区分			卒 業 生			合 計			比率
	長	欠	生	男	女	計	男	女	計	
茨城	1	3	4	—	—	—	1	3	4	5.4
栃木	—	2	2	—	—	—	—	2	2	2.7
群馬	7	3	10	—	—	—	7	3	10	13.5
埼玉	—	5	5	—	—	—	—	5	5	6.7
千葉	1	2	3	—	—	—	1	2	3	4.1
東京	6	13	19	2	4	6	8	17	25	33.8
神奈川	—	1	1	—	—	—	—	1	1	1.3
新潟	—	9	9	—	7	7	—	16	16	21.6
山梨	—	1	1	1	—	1	1	1	2	2.7
長野	—	1	1	1	1	2	1	2	3	4.1
静岡	—	1	1	—	2	2	—	3	3	4.1
合 計	15	41	56	4	14	18	19	55	74	100.0

以下、埼玉五名（六・七％）、茨城四名（五・四％）、千葉、長野、静岡各三名（四・一％）、栃木、山梨各二名（二・七％）、神奈川一名（一・三％）の順となつてゐる。

なお、七四名の親元と雇用先の関係を示したものが第11表である。これによつてみると、その多くが自己の都県内で就業していることが分る。ただ、注目すべきことは、各県より夫々東京都内に移入、就業していることである。従つて、東京都における出身年少者数は一五名であるが、受入年少者数は二五名と増加している。

第11表 親元都県別・雇用先都県別・該当者数

親元都県	雇用先都県	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	合計
茨城	城	3	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	5
栃木	木	—	2	—	1	—	2	—	—	—	—	—	5
群馬	馬	—	—	10	—	—	2	—	—	—	—	—	12
埼玉	玉	—	—	—	4	—	3	—	—	—	—	—	7
千葉	葉	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—	—	3
東京	京	1	—	—	—	—	12	1	—	—	—	1	15
神奈川	川	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—
新潟	潟	—	—	—	—	—	—	—	16	—	1	—	19
山梨	梨	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	4
長野	野	—	—	—	—	1	2	—	—	—	1	—	4
静岡	計	4	2	10	5	3	25	1	16	2	3	3	74

B 説 明

1. 調査対象年少者の就業先

不当雇用の疑いありとして、雇用先調査が行われた七四名の就業先は、第12表のとおりであつて、貧困、生活困窮を背景とする雇用関係が依然として、芸者、飲みやの女中、年季奉公、丁稚奉公というような形態で行われていることを示している。

表において、料理飲食店と分類したものの中には、小料理屋から大衆食堂までを含み、旅館の中には、いわゆる青楼と思われるものも含まれているが、芸妓置屋から一般旅館に至る接客を業とする就業先にいる者は七四名中三六名で、四七%を占め、売春、人身売買に連なる不当雇用慣行の問題の所在が示されている。

次いでは、農業の一四名が多く、小売業六名、紡織業、大工左官等の各三名の順となつている。

性別に就業先をみると、女子の場合は、芸妓置屋から旅館までの接客関係業種が圧倒的に多く、五四名中三四名で六三%を占め、次いで農業八名、小売業三名の順となつている。男子では、農業六名、小売業、大工左官等の各三名となつている。

長欠、卒業生の別には、総数の比率が長欠生七五・六%、卒業生二四・四%となつているのに対し、接客関係業種にあつては、長欠生七四%、卒業生二六%となつて、卒業生の就業比率がやゝ高くなつている。

以上の雇用先業種からも推定できるとおり、就業先の規模は第13表に示す通り五人未満の零細なところに勤める

2. 親元 の 状 況

ものが四四名で五九・五%と半数以上の数を占め、労働者数五〇人以上のもの一名を除き、他は、製造業を含めて三〇人未満の事業規模に就業している。

第12表 就業先業種別・性別・長欠卒業生別年少者数

業種	性別・長欠 卒業生別	性 別		長欠卒業 生別		計	比率
		男	女	長欠	卒業		
芸者置屋			17	12	5	17	23.0
キャバレー			1		1	1	1.4
酒場			1	1		1	1.4
料理飲食店		2	10	10	2	12	16.2
旅館			5	4	1	5	6.7
農林業		6	8	12	2	14	18.9
蚕糸業		2		2		2	2.7
小売業		3	3	4	2	6	8.1
紡織業		1	2	1	2	3	4.0
その他の製造業			2	2		2	2.7
大工左官等		3	1	3	1	4	5.4
浴場			1	1		1	1.4
理容			1		1	1	1.4
その他の		3	2	4	1	5	6.7
計		20	54	56	18	74	100.0
比 率		27.0	73.0	75.6	24.4	100.0	

第13表 就業先規模別年少者数

区 分	5人未満	5人～9人	10人～29人	30人～49人	50人以上	不明	計
年少者数	44	9	10	—	1	10	74
比 率	59.5	12.1	13.5	—	1.4	13.5	100.0

第14表 保護者の種類

区 分	父	母	兄	祖父	祖母	里親	計
年少者数	56	13	2	1	1	1	74
比 率	75.6	17.5	2.7	1.4	1.4	1.4	100.0

第15表 父 母 の 状 況

(イ) 両親の有無

年少者数 有無	年 少 者 数	比 率
両親健在	46	62.3
父なし	11	14.8
母なし	11	14.8
両親なし	6	8.1
計	74	100.0

(ロ) 父母のいない理由

理由	いない状況 両親	父	母	計	比率
死 亡	3	11	7	21	75.0
離 別	3		4	7	25.0
計	6	11	11	28	100.0

イ、親（保護者）
第14表によつて保護者の種類をみると、父が保護者になつてゐるものは五六名で七五・六%、保護者が母、兄、祖父母であるものは一七名で二三%、里親であるもの一名となつてゐる。これを第15表(イ)の両親の有無との関連において見ると、父が健在なものの五七名であるから、一名は父がいるにもかかわらず、これ以外のものが保護者になつてゐることが解る。なお、母の保護者の中には、すでに離別したものである。

両親の状況を第15表によつてみると、両親が健在のものは四六名で、残りの二八名は、父母の一方或は両親がな

いもので、憂情欠如、生活困窮の原因をなしているとみられる。また、これら父母のいないもの二八名についてその原因をみると、死亡が二一名(七五%)の外は離別によるもので、家庭の性格がこれら不当雇用の一因をなすものであることを示している。

調査対象年少者の親元の職業及び世帯主の年令はそれぞれ第16表、第17表に示すとおりである。

第16表 親元の職業及び性別

職業	性別		計
	男	女	
日雇人夫	17	2	19
農 業 員	13	1	14
工 人	4	2	6
大工(左官)	4		4
商 業	2	1	3
行 商	2	1	3
飲 業	2		2
漁 師	1		1
病院附添婦		1	1
表具師	1		1
肩 買 い		1	1
紙 芝 居	1		1
新聞配	1		1
新女中		1	1
会社員	1		1
教師	1		1
雑内役	1		1
無 職		1	1
計	59	15	74
比 率	79.8	20.2	100.0

まず、主たる生計の維持者の職業をみると、日雇及び人夫が一九名で二五・五%、次に、農業の一四名、無職一二名、工員六名、大工左官四名の順であり、その他の職業としては、肩買ひ、紙芝居、新聞配達、雑役、内職等が五名ある。表中、親元の職業が教員とあるは、年少者に対する虐待が原因となつていものである。また、親元の主たる生計の維持者が女であるものは一五名で二〇・二%となつており、その職業を見ると、日雇人夫、農業、工員、商業で六名、行商、附添婦、肩買ひ、女中等で五名、無職が四名となつており、生計の維持が困難であらうこ

とが推察される。

年令の面からこれを検討すると、対象年少者の年令が一五才乃至一七才である関係もあるが、四〇才乃至四九才の年令層に多く、全体の四七・三%、不明を除いた場合は七〇%を占めている。

第17表 親元の職業及び年令

職業	年令別	35-39	40-44	45-49	50-59	不明	計	比率
日 雇		1	3	7	3	3	19	25.5
農 業		1	1	2	1	9	14	18.8
工 員				3	1	2	6	8.1
大工(左官)			1	2		1	4	5.4
商 業		1			1	1	3	4.0
行 商			1	1		1	3	4.0
飲 員			1			1	2	2.7
漁 師				1			1	1.4
病院附添婦						1	1	1.4
表 具 師			1				1	1.4
屑 買 い				1			1	1.4
紙 芝 居				1			1	1.4
新聞配達			1				1	1.4
女 中			1				1	1.4
会 社 員				1			1	1.4
教 員						1	1	1.4
雑 役			1				1	1.4
内 職		1					1	1.4
無 職		1	3	2	2	4	12	16.1
計		5	14	21	10	24	74	100.0
比 率		6.7	18.9	28.4	13.5	32.5	100.0	

第18表 親元の家族数

家族総数		3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	不明	計	比率
別居数	1人	4	1	6	6	5	6	1			29	39.2
	2人	1	2	5	8	3	2	2	2		25	33.8
	3人			1	1	4	1	1	2		10	13.5
	4人					1		1	2		4	5.4
	5人					1			1		2	2.7
	散		1			1			1	1	4	5.4
	計	5	4	12	15	15	9	5	8	1	74	100.0
比率		6.7	5.4	16.2	20.2	20.2	12.4	6.7	10.8	1.4	100.0	

ロ、親元の家族

親元の家族構成は、第18表乃至第21表に示すとおりである。

親元の家族数を第18表によつてみれば、年少者本人を含めた家族総数は六人、七人家族のものが最も多く、一〇人以上のものが八名となつてゐる。このうち、親元と別居してゐるものの人数は、年少者本人のみのものが二九名、以下二人のもの二五名、三人のもの一〇名の順となつてゐる。一家離散という家庭の複雑性を示してゐる家庭の年少者が四名みられた。

別居者を除いた親元の同居家族数は第19表に示すところであるが、四人家族が二四・三%、五人家族が一六・二%、七人家族一二・二%、六人、三人、二人の各家族共に一〇・八%となつており、平均同居家族数は五人である。職業別にみた同居家族数にもさしたる変動は見受けられない。

兄弟姉妹の数は、第20表に示すとおり平均四人弱であつて、六人以上というものが一二名で一六・三%を占めるが、特に多子家庭であるという傾向はみられない。むしろ、異母兄弟という如き、家庭の複雑性が問題として提起されている場合が

第19表 親元の職業別同居家族数

職業	家族数											離散	計	平均 家族数
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上				
日雇農工		1	1	3	4	3	2	1					15	5
大工(左官)		1	2	3	4	1		2	2	1			14	5
人夫				3	1	1	1						6	5
商販		1	1				1	1					4	6
行商				1							1	1	3	5
漁師					1		1						3	5
病院附							2						2	6
妻具					1			1					1	7
屏紙				1									1	4
新配					1								1	3
女中						1						1	1	4
会社員							1						1	—
教員					1			1					1	5
職内				1									1	7
無職				1									1	5
計	1	4	2	2		1						2	12	4
比率	1.4	10.8	10.8	24.3	16.2	10.8	12.2	5.4	—	2.7	5.4	100.0		

第20表 兄弟姉妹の数

区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	不明	計
年少者数	7	10	18	14	12	4	5	1	1	1	1	74
比率	9.5	13.5	24.2	18.8	16.3	5.4	6.7	1.4	1.4	1.4	1.4	100.0

多い。継母、養父等の関係にあるものは、報告によつて判明している限りでは七名である。

これら家族のうち、有業者の職業をみると、第21表のとおりである。

まず、別居者の職業についてみると、表は親元へ送金をしている家族のみについて調査したものであるが、女中が最も多く、三五名中一名で三一・三%、英妓、女給を加えると一四名で約四〇%を占め、家族の中に不当雇用を発生させる素地の伏在を知ることができる。以下、農業、工員、店員の順となつてゐる。

第21表 家族の職業

(ウ) 別居者とその職業

職業	別居者	別居者数	比率
女中	中	11	31.3
女農	業	8	22.8
工店	員	4	11.3
菓子	員	3	8.6
ベシ	妓	2	5.7
看護	守	1	2.9
建築	人	1	2.9
器具	婦	1	2.9
飯女	人員	1	2.9
不	給	1	2.9
計	明	1	2.9
	計	35	100.0

(注) 送金のある者のみ

(イ) 同居者とその職業

職業	同居者	同居者数	比率
工農	員	16	28.5
日大	寮	10	17.8
会	雇	7	12.4
人	官	4	7.3
行	員	3	5.4
内	夫	3	5.3
鉦助	南	3	5.3
駄	職	2	3.6
鯉	員	1	1.8
漁	子	1	1.8
運	居	1	1.8
調	人	1	1.8
	業	1	1.8
	業	1	1.8
	人	1	1.8
計	計	56	100.0

(注) 職のある者のみ

同居者の職業を同表によつてみると、工員、農業、日雇の順になつており、別居の場合に比較して女子の職業の占める比率が低くなつてゐる。同居者の職業の中には、会社員、助教員等もみられるが、これは不当雇用の原因が貧困のみによるものでなく、愛情欠如、家庭事情によつても発生するものであることを示すものといえよう。

ハ、親元の収入

親元の主たる生計の維持者の職業別収入は第22表に示すところである。

第22表 世帯主の職業別収入

職業	月収	3,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	20,000	不明	計	平均 収入
	末満	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	30,000					
日 雇	3	1	6	2	2				1	15	5,711	
農 業	4	1	6	1	1				1	14	4,938	
工 員		1	1	1	1	1	1	1		6	10,417	
大工(左官)			1		1	2				4	12,750	
人 夫			3	1						4	7,400	
南 業						1			2	3	10,000	
行 商	1					1			1	3	6,750	
飲 員						1			1	2	10,000	
漁 師			1							1	7,000	
病院附添婦						1				1	13,000	
表 具 師				1						1	8,500	
屑 買 い	1									1	2,000	
紙 芝 居						1				1	10,000	
新 聞 配 達									1	1	—	
女 中									1	1	—	
会 社 員		1								1	4,000	
教 員						1				1	13,000	
雑 役			1							1	7,000	
内 職	1									1	366	
無 職	12									12	0	
計	22	4	19	6	11	3	1		8	74	7,169	
比 率	29.6	5.4	25.7	8.1	14.8	4.1	1.4		10.9	100.0		

表によれば、世帯主の平均月収は七、一六九円であるが、収入区分別にみると、三千円未満の二九・六%が最高を示している。

かりに、平均収入の七、一六九円としても親元同居の平均家族は五人であるから一人当りにした場合、一、四三四円にしかならず、三千円未満のものに割つては生計が成りたないであろうことが推測される。月収一万五千元以上のものが四名あるが、これは、親戚にやつたもの二名、保護者の虐待によるもの一名、世帯主の病気が原因となつてゐるもの一名で、収入区分別には、貧困を直接の原因とするものでないことが報告されている。

これを職業別にみると、農業、日雇、人夫にあつては五千円前後で貧困を示し、工員、商業、大工左官、鍼灸等にあつては一万円乃至一万三千円前後でむしろ技術習得のための丁稚奉公という全体的な傾向がみられる。

このような低収入であるところから、いきおい、別居している家族からの収入が望まれることになる。第23表によつて、別居者中有業者の送金額をみると、一千円乃至二千円のもの最も多く、三五名中一四名で四〇%、ついで、五百円～一千円の二〇%、二千円乃至三千円の一・四%の順になつてゐる。送金額の多寡を職業別にみると、芸妓、看護婦、農業、女中の順になつており、貧困と不当雇用の結びつきの一端がうかがわれる。

しかし、五百円未満にしろ送金のあるものはよい方であつて、第18表でみたとおり、別居者総数は約一四〇人もゐるのであるから、送金のあるもの三五名を際いた一〇五名の中には、「口べらし」的な雇用が相当多致みられるといわなければならない。

同居者中有業者の収入額を第24表の示すところによつてみれば、五千円乃至八千円のが五六名中一六名で二八・六%、次に、三千円未満の二六・七%、以下三千円～五千円の一四・三%、八千円～一万円の一〇・七%となつ

第23表 別居者中送金者の送金額

(月平均)

職 業	金 額 500円 未 満	500	1,000	2,000	3,000	不 明	計	平 均 送金額
		1,000	2,000	3,000	4,000			
女 農 工 店 芸 子 べ 看 建 鋳 女 不	中 業 員 員 校 守 人 婦 人 員 給 明	2	6	1		2	11	1,078
		4	1	1	2		8	1,714
		1	2			1	4	933
			1				3	533
			1		1		2	2,000
			1				1	1,000
						1	1	—
		1		1			1	2,000
				1			1	300
			1				1	1,000
				1			1	1,000
					1		1	2,000
計		3	7	14	4	3	4	35
比 率		8.6	20.0	40.0	11.4	8.6	11.4	100.0

第24第 同居者中有業者の収入額

職 差	金 額	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	不明	計	平均収入	
	3,000 円未満	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000				
工農日大 會人 行内 飲助 駛靴 漁理 運調	員差雇官 員夫府 職員局 人的業 業人	4 4 3	5 2	5 1 2 1 2 2	 1 2 1	 1	 1	2 5 1	16 10 7 4 3 3 2 1 1 1 1 1	4,436 3,529 3,235 7,125 9,667 7,833 4,750 750 3,000 5,000 2,000 8,000 7,000 5,000 8,500 10,000
	救子 英職 髮送理	1	1	1 1	1					
	計	15	8	16	6	2	1	8	56	5,092
比 率		26.7	14.3	28.6	10.7	3.6	1.8	14.3	100.0	

第25表 生活保護法適用状況

(イ) 扶助の種類別延世帯数

区 分	生活 扶 助	教 育 扶 助	医 療 扶 助	住 宅 扶 助	不 明	計
世 帯 数	6	6	2	4	3	21
比 率	28.6	28.6	9.5	19.0	14.3	100.0

(ロ) 扶 助 額

区 分	1,000 円未満	1,000 2,000	2,000 3,000	3,000 4,000	4,000 5,000	5,000 以 上	不 明	計
世 帯 数	1	2	3	—	1	2	1	10
比 率	10.0	20.0	30.0	—	10.0	20.0	10.0	100.0

ており、平均収入では五、〇九二円となる。

職業別には、調理人、会社員の八千円、一万五千円を最高に、就職人、人夫、大工左官、漁師が七千円、八千円

台で最も就業者の多い工員、農業、日雇は三千円乃至四、五千円である。

親元の平均家族数は五人であるから、調査対象年少者数七四名の親元同居家族約三五〇人から世帯主を除いた二九六人中同居有業者五六人の占める比率は一八・九%である。

このような経済状況にあつて、生活保護法の適用状況がどうかということを見ると第25表のとおりであつて、親元七四世帯のうち適用をうけているものは延二一世帯で、実数では一〇世帯、一三・五%であり、前回の九州地方の調査結果の一・二・八%より受給率は高くなつてゐる。扶助の種類別には、延数で生活扶助、教育扶助が各六世帯、住宅四、医療二である。なお、長欠生と教育扶助の関連については、多く示唆すべき問題を含んでいる。扶助額はロ表に示すところである

が、二千円と三千円のものが三世帯で最も多く、五千円以上の二世帯のうち一世帯は母親が内職で月収八七〇円、弟妹三人という家庭、他の一つは継母が行商で月収一千五百円、家族八人という環境にある。生活保護法の適用については、その延世帯と実世帯の数で解るように、受給しているものは二乃至三種類を受けている状況である。

以上の世帯主、同居者の収入、別居者の送金、生活保護扶助額を合算して、親元の総収入を掲げたのが第26表である。

表によれば五千円乃至八千円のものが一九世帯で二五・七%、一万円乃至一万五千円のものが一七世帯で二三・〇%を占め平均では一〇、一七二円となつてゐる。なお、一世帯当りで働いている者の数は二・二三人である。

職業別には、世帯主の職業別収入の大勢を変えるには至つていないが、工員の世帯の平均月収が大巾に増加していることが目立つてゐる。

このような家族労働或いは生活保護によつて、一人当り月間生計費は二、〇三四円となり、辛うじて生活が支えられてゐるということが全般的に言えよう。

第26表 親元に於ける総収入

(単位千円)

収入額	3 未満	3 ～ 5	5 ～ 8	8 ～ 10	10～ 15	15 ～ 20	20 ～ 30	30 以上	不明	計	平均 月収	平 家族数	一人当 り平均 生計費
日 雇	1	1	7	1	4				1	15	7,329	5	1,466
農 業	1	1	5	3	3				1	14	7,277	5	1,455
工 員			1	1	3		1			6	11,108	5	2,222
大工(左官)					1	2	3			4	22,875	6	5,719
人 夫			2							4	11,025	4	2,756
商 業								1	2	3	47,000	(10)	5,4700
行 商			1		1				1	3	9,927	5	1,985
飲 員					1				1	2	13,000	6	2,167
漁 師						1				1	15,000	7	2,143
病院附添婦						1				1	15,000	4	3,750
表 具 師				1						1	8,500	4	2,125
屑 買 い	1									1	2,000	3	667
紙 芝 居					1					1	13,000	4	3,250
新聞配達									1	1	—	—	—
女 中									1	1	—	5	—
会 社 員					1					1	13,500	7	1,929
教 員						1				1	19,500	5	3,900
雑 役				1						1	8,500	4	2,125
内 職					1					1	10,375	4	3,458
無 職	2	1	3	1	1				4	12	5,744	(2)	3,2872
計	5	3	19	8	17	5	4	1	12	74	10,172	5	2,034
比 率	6.7	4.1	25.7	10.8	23.0	6.8	5.4	1.4	16.1	100.0			

(註) 平均家族数欄のうち()内数字は収入金額不明の世帯を除いた平均家族数。
一人当り生計費は()内家族数により算出した。

3. 雇 用 経 過

イ、就業動機と就業形態

親元の家庭状況からもわかるとおり、調査対象年少者が不当な要素を持つ雇用関係に入つた動機は、貧困、本人の希望、愛情欠如の三つに大きく要約される。この場合、本人の希望というのは、貧困と愛情欠如を原因とするものとみることができ、就業動機は貧困乃至は愛情欠如が根本的な原因として把握される。そして、貧困を原因とする場合が親元の家計補助或いは「ロベらし」としての他動的動機であるのに反し、愛情欠如の場合は自動的要素が働いているのを見ることができ、

第27表は主たる就業動機別に分類したものであるが、貧困を原因としているものが、七四名中三五名で、四七・二%を占め、ついで、本

第27表 動 機 と 形 態

形 態 動 機	就 職		養 育		家 出		不 明		計			比率
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
本人の希望	2	10	2			2			4	12	16	21.6
貧 困	5	18	1	10			1		7	28	35	47.2
家計補助	1	4							1	4	5	6.7
愛情欠如	1	3		3		1			1	7	8	10.8
技能習得	2	1							2	1	3	4.1
養育依頼			2	1					2	1	3	4.1
家庭複雑	1								1		1	1.4
学校嫌い	1								1		1	1.4
単なる就職	1	1							1	1	2	2.7
計	14	37	5	14	—	3	1	—	20	54	74	100.0

人の希望によるもの一六名で二一・六%、愛情欠如が八名で一〇・八%の順になつてゐる。また家計補助を原因とするもの五名とあるのは、本人が家計を補助する意思をもつて積極的に就業したものであり、単に貧困と分類したものは、どうにもやつていけないから仕方がないという「ロベラシ」的要因をもつて就業したものである。

就業動機を性別にみると、女子の場合は、家計補助、愛情欠如が比較的多くなつており、貧困家庭に於ける女子の地位及び封建的意識が示され、また、女子の繊細な感情に与える家庭事情の複雑性が問題として提起されている。これを男子についてみると、対象件数が少いので推察の範囲を出ないが、前回の九州地方調査の結果に徴しても技能習得の目的に連なるものが比較的高くなつてゐるといへよう。

このような就業の動機となつた貧困とは、世帯主或は家族の病氣、父親の不身持、家屋焼失等の災害を直接の原因としてゐるものが多く、本人の希望の場合には、本人が貧困を嫌つて飛び出したもの、家庭の無関心を原因として本人が不良性を帯びたもの、地方的な慣行となつていて無関心なもの、姉の華美な生活を見て等の動機原因をあげることができる。家庭が複雑であることを直接の原因としてゐるものは一名にすぎないが、本人の希望、愛情欠如として分類したものの中には異父母兄弟姉妹によつて家族が構成されているものが相当多数ある。

就業の形態別にみた場合は、就職という名目によるものが大多數で、七四名中五一名で六八・九%、ついで、養育の一九名、二四・三%となつてゐる。性別にみた場合もこのことは異ならないが、女子については家出が三名となつてゐるのが注目される。

就業形態を動機との関係でみると、貧困を原因とする養育名目の女子の雇用が目立つてゐる。この点については後に触れるが、姉の雇用先であるとか、母の旧の勤め先であるとか、親戚、知人が接客関係の営業をしているとい

うのが大部分であり、愛情欠如による養育とは、親元の虐待を親戚或は隣近所が見かねてというケースである。

これら年少者の就業時の修学状況は卒業生一八名を除く五六名については第28表のとおりである。表によると、在学中のものでは中学二年というのが最も多く、三年生になると少く、男子にあつては該当者がなくなっている。従つて、中学校一、二年の長欠生の就業については敵に対策を講ずる必要があるといえよう。

長欠生五六名について就業後の修学状況をみると、就業後勤務先から通学しているものは六名で一〇・七％に過ぎない。

就業後勤務先を変えた者の状況は、第29表のとおりであつて、一回以上変更したものは一九名で、総数の二五・七％で、一回のもの一五名、二回のもの四名となつている。変更頻度が高いのは料理飲食店、農業で、料理飲食店は仕事の性格を示し、農業の場合は年季契約の終了によるものが多くなつてゐる。

就業先を変更したものについて、当初の就業先から変更後どのような業種に変つたかを第30表によつてみると、芸妓置屋から旅館までの接客関係業務の範囲内で移動したもの六名、農業から料理飲食店に変つたもの二名で、都合八名が接客業関係へと動いていて、動きの多い

第28表 長欠生の修学状況

修学年	就 業 時				就業後通学している者		
	男	女	計	比率	男	女	計
中 学 一 年	1	10	11	19.6			
二 年	5	7	12	21.4			
三 年		3	3	5.4			
いつていない	4	7	11	19.6			
不 明	6	13	19	34.0	2	4	6
計	16	40	56	100.0	2	4	6

ことを示している。

第29表 就業先変更頻度

就業先	頻 度		変更 なし	計
	1 回	2 回		
芸妓置屋	1	1	15	17
キャバレー	1			1
酒場			1	1
料理飲食店	5		7	12
旅館		1	4	5
農業	5	1	8	14
蚕糸			2	2
竹細工業			1	1
小売業	1		5	6
紡織業	1		2	3
その他製造業			2	2
大工左官等	1		2	3
浴場			1	1
浴場その他			1	1
その他		1	4	5
計	15	4	55	74
比 率	20.3	5.4	74.3	100.0

ロ、就業あつ旋者

就業幹旋経路がいかなるものであるかを第31表によつてみると、保護者、兄弟、親戚という親族関係によるものが一二名で二六・二％、年少者の友人というものの六名、知人というものの一六名、二一・七％で、何等かの知合関係にあるものが都合三四名で四六・〇％と約半数近くを占め、純然たる他人というのは一〇名、一三・五％である。

この幹旋者が如何なる職業についているかをみると、小売業とい

第30表 就業先移動状況

当初就業先	芸妓置屋	旅館	料理店	農業	小売業	大工(左官)	パチンコ	不明	計
現就業先									
芸妓置屋	2								2
キャバレー		1							1
酒場									1
料理飲食店	1		2						5
旅館			1						1
農業				4				1	6
蚕糸					1				1
竹細工業					1				1
小売業					1				1
紡織業						1			1
その他製造業							1		1
大工左官等									1
浴場									1
浴場その他									1
その他									1
計	3	1	3	6	3	1	1	1	19

第31表 就業斡旋者の職業と年少者との関係

年少者との関係			保護者	兄弟	親戚	友人	知人	他人	その他	なし	不明	計
職業												
小売業			1			3	7	(1) 1			1	(1)13
芸妓				1	1			2			3	7
農業者					(1) 1		(1) 1	2			1	(2) 5
会社・役所等勤人			1		1			1				3
飲食店							1	1				2
教員								1	1			2
店員				2								2
古物商									2			2
料理屋主人					1		1					2
女中				1								1
女給				1								1
美容師							1					1
装具師								(1)	1			(1) 1
レジスター							1					1
運送業				1								1
機械屋								1				1
馬喰							1					1
俳優							(1)					(1)
無職								(1)				(1)
斡旋者なし										5		5
不明						3	(1) 3	1	1		15	(1)23
計			2	6	(1) 4	6	(3)16	(3)10	5	5	20	(7)74
比率			2.7	8.1	(14.2) 5.4	8.1	(42.9) 21.7	(42.9) 13.5	6.7	6.7	27.1	(100.0) 100.0

(註) () 内は雇用先調査で親元と異なる回答があつたものである。

うのが一三名で最も多く、小売業をしている知人の紹介というのが七人となつて、小売屋さんの商売柄を示している。次は、芸妓、農業で、芸妓の場合には年少者との関係が不明というものが三名いるが、調査報告に現れた限りでは、血縁関係にあるものが多い。その他の職業では、飲食業、古物商、女中、女給、運送業、馬喰等がみられる。

第32表 就業斡旋者への謝礼

区 分	謝 礼 金 受 領 者 数	比 率
なし	(6) 42	(85.7) 60.9
500円	1	1.4
2,000円	1	1.4
砂糖 300 匁	(1) 1	(14.3)
米 3 升	1	1.4
しらない	4	5.8
不明	20	29.1
計	(7) 69	(100.0) 100.0

(註) () 内は第31表に同じ。

第33表 就業斡旋者の年令

年令	性別			計	比率
	男	女	不明		
25才未満	1	2		3	4.3
25～30才		1		1	1.4
30～40才	(2) 4	(1) 6		(3) 10	(42.8) 14.5
40～50才	(1) 3			(1) 3	(14.3) 4.3
50才以上	(1) 13	(1) 5		(2) 18	(28.6) 26.1
不明	(1) 9	13	12	(1) 34	(14.3) 49.4
計	(5) 30	(2) 27	12	(7) 69	(100.0) 100.0

(註) () 内は第31表に同じ。

斡旋者への謝礼を何等かの形で支払っていることが判明したのは四名で、支払っていないことが判明しているのは四二名、六〇・九％、しらない、不明というのが二五名、三四・九％となつてゐる。支払つた額は、二千円というの有一名、五百円が一名、米三升というのが一名、雇用先で砂糖の御礼をしていたというのが一名である。斡旋者の年令は、三〇才と四〇才、五〇才以上というのが多く、性別には五〇才以上の男子、三〇才と四〇才の女子が多くなつてゐるのが目立つ傾向である。二五才未満の斡旋者というのは、年少者の友人という関係にあるものである。

第34表 前 借 金

前借名目	給料 前渡	借金	仕度金	家族の 治療費	生活費	家建築 のため	祖父の 葬式費	不明	計	比率
前借額										
2,500円未満			2				1		3	12.5
2,500~5,000		1		1			1		3	12.5
5,000~7,500	1	2						2	5	20.9
7,500~10,000	1							1	2	8.3
10,000~12,500	1				1				2	8.3
12,500~15,000									—	—
15,000~17,500					1			1	1	4.2
17,500~20,000				1				1	1	4.2
20,000~25,000									—	—
25,000~30,000									—	—
30,000以上				1		1			2	8.3
親が云わない								2	2	8.3
不明	13								3	12.5
計	6	3	2	3	2	1	2	5	24	100.0
比 率	25.0	12.5	8.3	12.5	8.3	4.2	8.3	20.9	100.0	

第35表 前借経路

渡した人 受取つた人	雇用 主	轉 者	不明	計	比率
親 元	16	3		19	79.1
年 少 者	2			2	8.4
不 明			3	3	12.5
計	18	3	3	24	100.0
比 率	75.0	12.5	12.5	100.0	

ハ、前 借 金

雇用先から前借をしているものは二四名で、総数の三二・四％である。前借額は五千円〜七千五百円というのが五名、二千五百円未満三名、二千五百円〜五千円三名、七千五百円〜一万円二名、一万円〜一万二千五百円二名の順であり、三万円以上二名の内訳は、九万円一名、五万円一名である。

前借の名目は、給料の前渡というのが六名で最も多く、賃金との相殺を伴う基準法違反を構成する疑いが多分にある。以

下、借金、家族の治療費が各三名、親元の生活費、仕度金、葬式費用というのが各二名、家建築のためというのが一名であるが、賃金との相殺があるか否かについては、調査表に現れた限りでは不明で

ある。

この前借金を誰から誰へ渡したかについて第35表をみると、雇用主が親元に渡したというのが最も多く一六名、ついで、韓旋者が親元に渡したという不当雇用に該当する疑いの極めて濃いものが三名、雇用主が年少者にとというのが二名となつてゐる。

4. 労働条件

イ、業務内容及び就業期間

就業先における業務内容は、第36表に示すとおりであるが、女子にあつては女中、女給、子守というのが圧倒的に多く、女中二四名、女給六名、子守六名で、女中兼子守一名を加えると都合三七名で、女子総数五四名の六四・八%を占めてゐる。これに反し、男子の場合には、出前配達五名、農業手伝六名が多く、その計十一名は男子総数の五五%を占める。女子の場合には、就業先の業種によつて、同じく女中といつても、芸者置屋の女中と農家女中とは全く異質の内容をもつており、芸者置屋の女中は内容的には芸者見習として分類されているものと異ならないものが多い。料理飲食店の女中についてもこのことは同様であつて、名目上は勝手女中と回答されているが、酒の持ち運びに止らず、お酌をする等、実質的には女給と異ならないといえるものがある。その他、女子の業務の中には芸者四名、芸者見習五名があげられており、純然たる基準法違反が行われているという事実注目しなくてはならない。

就業期間について第36表をみると、一年以上二年未満というのが最も多く、一六名で二一・六%、ついで、六カ月以上一年未満というのが一〇名で一三・五%、以下、三カ月未満六名、三カ月以上六カ月未満三名の順となつており、

第36表 業務内容及び就業期間

性別、就業期間 業務内容		性 別				就 業 期 間						
		男	女	計	比率	3カ 月未 満	3月 5月	6月 1年	1年 2年	2年 3年	3年 以上	不明
芸 者 置 屋	女中兼子守		1	1	1.4				1			
	芸者見習		5	5	6.7			1	1			3
	芸者中		4	4	5.3							4
	女中		7	7	9.4			1	1			5
キャバレー	女 給		1	1	1.4							1
酒 場	女 給		1	1	1.4				1			
料理飲食店	女子中		4	4	5.3	2		1	1			
	女子守		2	2	2.7	1			1			
	女子給		4	4	5.3	1			2			1
	出前配達	2		2	2.7				1			1
旅 館	女 中		5	5	6.7			1	1			3
農 業	農業手伝中	6	4	10	13.5		1	1	5			3
	農女子		2	2	2.7							2
	女子		2	2	2.7			1				
蚕 絲	蚕絲手伝	2		2	2.7							2
竹 細 工	竹細工見習	1		1	1.4						1	
小 売 業	店配女	1	1	2	2.7			1				1
	店配女	2	2	2	2.7				1			1
	店配女		2	2	2.7			1				1
紡 織 工	織工員	1	2	3	4.0		1	1				1
そ の 造 大 (左 官)	他業工員		1	1	1.4			1				
	他業工員		1	1	1.4	1						
	他業工員	2	2	2	2.7		1				1	1
浴 場	女 中		1	1	1.4							1
理 容	見習及家事		1	1	1.4							1
そ の 他	子店製パン	1	2	2	2.7	1						1
	子店製パン	1	1	1	1.4							1
	子店製パン	1	1	1	1.4							1
	子店製パン	1	1	1	1.4							1
計		20	54	74	100.0	6	3	10	16	1	2	36

第37表 契 約 期 間

雇用先業種	期 間					父親の一人立期間の 就職がになる定めな 定る迄迄し			不明	計
	1年 2年	2年 3年	3年 4年	4年 5年	5年 以上					
芸 者 置 屋		1						10	6	17
キヤパレー									1	1
酒 場									1	1
料理飲食店					1			8	4	12
旅 館	1							4		5
農 業	7	1	2					4		14
蚕 絲					2					2
竹 細 工					1					1
小 売 業	1							4	1	6
切 織 業									3	3
その他の製造業								2		2
大工左官等					1			1	1	3
浴 場								1		1
理 容									1	1
そ の 也					1	1	1	2		5
計	9	2	2	—	5	1	1	36	18	74
比 率	12.2	2.7	2.7	—	6.7	1.4	1.4	48.6	24.3	100.0

三年以上というのが二名である。

就業業務別には、農業の一年以上二年未満というのが五名、竹細工見習、大工見習というのが三年以上で比較的長く、芸者置屋、料理飲食店等女中は一年以上二年未満が三名、六ヶ月以上一年未満が三名、三ヶ月未満が二名となつていて、業務の性質からも男子の場合は比較的長期のものが多く、女子の場合には短期のものが多いとみることができる。

以上は実際の就業期間であるが、これを契約期間別にみると、第37表の通りであつて、一年未満というものは全然該当者がなく、期間の定めなきもの三六名、不明一八名を除く二〇名は長期労働契約となつてゐる。このことは就業動機が貧困で前借金と「口べらし」という雇用経過からもわかるとおり、これら年少者の心身的拘束を招来するおそれが十分あるといえよう。契約期間が判明してゐるものでは、一年以上二年未満というのが九名で一二・二%と最も多く、五年以上という長期に亘るのは大工左官、竹細工の見習の各一名、養蚕手伝二名、その他一名、都合五名で全部男子である。そのほか、契約期間が比較的長いものは農業に多く、一年以上二年未満七名、二年三年一名、三年四年二名となつており、芸者置屋の場合には、期間の定めのないものが一〇名、不明が六名で、期間が定められてゐるのは二年三年の一名にすぎないが、実質的には長期労働契約がなされてゐるのではないかという疑いは極めて濃いといえよう。

ロ、賃金

賃金の支給方法を第38表によつてみると、賃金と衣服、身用品等の実物給与を併給してゐるものが最も多く二一名で二八・三%、ついで賃金のみのも、小遣錢と実物給与というのが各一五名で夫々二〇・三%、実物給与のみ

というのが一〇名で一三・五%、小遣錢のみ四名の五・四%、不明九名の一二・二%である。この賃金の内容には食費は含まれていない。これを親元を離れた形態別にみると、養育の場合には実物給与のみというのが多いのは当然であるが、養育名目であつても賃金のみ、実物給与併給というのが計五名あり、實質的には一般雇用と変らないものであることが示されている。また、就職という回答を得たもの、中にも小遣錢と実物給与、実物給与のみというのが計一七名あり、これらは正しく「口べらし」のための就業とみられるものである。この場合、前借金と賃金との相殺が行われているのではないだろうかという疑いが持たれる。

これら賃金或は実物給与の支給時期をみると第39表のとおりであつて、月給のものが最も多く、二七名で三六・四%、ついで年給形態のものが一三名一七・六%となつてゐる。年給のものが多いのは、住込年季奉公の性格を表しているものといえよう。従つて当然のことながら、農業の場合に年給形態が最も多くなつてゐる。芸者置屋、料理飲食店の養育形態の就業には衣服その他を必要の都度支給するというのがあり、養育名目の女中というものと地位と性格が示されている。その他として分類されたものでは、年二回払或は盆暮祭日というものが大部分である。

第38表 賃 金

内容別		賃金のみ	実物給与併給	小遣のみ	小遣と実物給与併給	実物給与のみ	不明	計
親元を離れた形態								
就家養不	職出育明	11	18		11	6	5	51
		1			2			3
		2	3	4	2	4	4	19
		1						1
計		15	21	4	15	10	9	74
比 率		20.3	28.3	5.4	20.3	13.5	12.2	100.0

第39表 支払期間

形 態		日給	月給	給 付 日 月	給 付 年 給	その 他	不明	計	
雇用先業種									
芸 者 置 屋			6			1	6	4	17
キヤベレ			1						1
酒 場							1		1
料 理 飲 食			9			1		2	12
旅 館			3	1		1			5
農 業						8	4	2	14
蚕 絲							2		2
竹 工							1		1
小 売 業			2			1	1	2	6
紡 織 業			1			1		1	3
その他製造業			2						2
大 工 (左官)			1				1	1	3
浴 場								1	1
理 容								1	1
そ の 他			2			1		2	5
計		—	27	1	13	17	16		74
比 率		—	36.4	1.4	17.6	23.1	21.5	100.0	

賃金支給額或は実物給与の内容は第40表に示すとおりであるが、先づ第38表で賃金のみが支給されるという一五名について調査したものが付表である。

表によれば、二千元以上三千円未満というものが最も多く九名で六〇・〇%となっており、平均支給額は二、二八六円である。業種別にはキヤベレーの四千五百円が最高である。

実物給与併給の場合の賃金を同表によつてみると、一千元以上二千円未満というのが最も多く一〇名で、二二名に対し、四七

・六%、二千元以上三千円未満五名、五百円と一千元三名の順となつてゐる。平均支給額は一、三九七円で、賃金のみの場合に比し、八八九円低くなつてゐる。

実物給与の内容、支給時期は付表のとおりであるが、表は、賃金と実物給与併給のもの二一名、実物給与のみ一〇名、小遣銭と併給の一五名、都合四六名について調査したもので衣類、身廻品等を支給されているものについて延数として計上したものである。表によれば、暮に衣類を支給されるというものが三三名で最も多く、身廻品で

第 40 表 給 与 の 内 容

(イ) 賃 金 の み

業種別	支給額	賃 金 の み の 場 合						計	平 均 支給額
		500	1,000	2,000	3,000	4,000	不明		
		1,000	2,000	3,000	4,000	5,000			
農 業 者 置 屋 バ レ ー 酒 場 料 理 飲 食 旅 小 販 そ の 他 の 製 造 業 そ の 他 の 業 種 計				2				2	2,000円
				1		1		1	4,500
				4				1	2,000
	1		1		1			5	1,900
							1	2	2,250
					1	1		1	—
				1	1			1	2,500
								2	2,500
	1	1	9	2	1	1	15	2,286	
	比 率		6.7	6.7	60.0	13.2	6.7	6.7	100.0

(ロ) 実物給与併給

業種別	支給額	実物給与併給の場合					計	平均 支給額
	500	1,000	2,000	3,000	不明			
	1,000	2,000	3,000	4,000				
農業者		1	1	3	1		6	2,050円
者置屋			2	1			3	1,500
旅飲食			1				1	1,500
小販		1	4				5	1,116
その他製造業等			1			1	2	1,500
大工(左官)の					1		1	—
その他		1				1	1	2,000
			1				1	500
							1	1,000
計		3	10	5	1	2	21	1,397
比 率		14.3	47.6	23.8	4.8	9.5	100.0	

(イ) 実物給与

時期	内容	衣類	身廻品	その他	不明	計
毎 盆 不 明 の 計	月暮定他明	3	4	1	2	10
		33	19	5	1	58
		1	2			3
		3	2			5
			2			2
	計	40	29	6	3	78
比	率	51.3	37.2	7.7	3.8	100.0

(ロ) 小遣銭

時期	支給額	100 円	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,000 以上	不明	計
毎 盆 不 明 の 計	月暮定他明	1	1	2	2	4			1		1			12
			3											3
												1	2	3
													1	1
	計	1	4	2	2	4	—	—	1	—	1	1	3	19
比	率	5.3	21.0	10.5	10.5	21.0	—	—	5.3	—	5.3	5.3	15.8	

他の実物給与を含めて、盆暮の支給は延五八名で七四・四%を占め、ついで毎月というのが一〇名となつてゐる。内容別には衣類、身廻品が大多数であるが、これら物品の金額が明示されないのが不当に賃金計算がなされるという危険性がある。

小遣銭の支給をうけているものは、小遣銭のみのもの四名、小遣と実物給与併給の一五名の計一九名で七四名に対し二五・七%を占めてゐる。小遣の支給額を、(イ)表によつて支給時期別にみると、毎月支給されるものは大部分が五百円未満であり、また支給時期別にみた場合は、一九名中一二名が毎月で六三・一%となつており、その外では盆暮というのが三名、不定三名である。

賃金と関連して、前に触れたところであるが、年少者の家庭への送金状況を第41表によつてみ

第41表 家庭への送金

送金額 時期	500円 未満	500 1,000	1,000 2,000	2,000 3,000	3,000 5,000	5,000 7,000	7,000 10,000	10,000 以上	不明	計
毎年		3	6	1	1					11
年2回	1					2				3
不明			1					1	8	10
計	1	3	7	1	1	2	—	1	8	24
比率	4.2	12.5	29.2	4.2	4.2	8.3	—	4.2	33.2	100.0

ると、送金をしているものは二四名で総数の三二・三%となつてゐる。送金額は一千円以上二千円未満というのが最も多く、送金時期別では毎月とというのが一名で送金者の四五・八%を占め、その外では盆暮の年二回とというのが三名で、不明の中にもこれに該当するものが相当含まれてゐると見られる。

ハ、労働時間、休憩、休日

労働時間については、雇用先の業態から実働時間を把握し難いので、拘束時間によつて調査し得た結果を第42表によつてみると、一二時間以上というのが三七名で半数の五〇%を占め、休憩を一時間として、九時間未満のものを拾つても、一〇名で、総数の一三・四%に過ぎず、不明のものを除き、六〇名中五〇名は九時間以上の労働に従事している状況である。業種別に労働時間をみると、芸妓置屋では不明を除き一四名中、九名が一二時間以上、不定が四名で、養育名目の一名が八時間未満となつてゐる。このことは料理飲食店についても同様で、一二名中一〇名が一二時間以上の労働時間となつてゐる。

始業終業時間を第43表によつてみると、午前六時から一二時までには始業するのが大部分で四四名、総数の五九・四%となり、その中でも午前九

第42表 拘束労働時間

業種別	時 間						不定	不明	計
	8時 未満	8～9	9～10	10～11	11～12	12時 以上			
茶 店	1					9	4	3	17
客 置	1								1
バ レ						1			1
理 飲 食	1			1		10			12
酒 材 旅 店 茶 竹 小 紡 其 他 の 大 浴 理 そ の 計	2	1				5	2	4	5
		1	1			5			14
			1	1					2
						4		2	1
			1			1		1	6
			1			1			3
			1					1	2
					1			1	3
				1	1		1		1
						1		2	5
計	5	5	3	2	1	37	7	14	74
比 率	6.7	6.7	4.1	2.7	1.4	50.0	9.5	18.9	100.0

第43表 始業終業時間

終 業	始 業								計	比率
	5時 以前	5～6	6～7	7～8	8～9	9～12	12～5	5～8		
3 時 以 前	1								1	1.4
3 ～ 5						2			2	2.7
5 ～ 6			2		6	1			9	12.2
6 ～ 7										
7 ～ 8			1	1					2	2.7
8 ～ 9		1		2		1			4	5.4
9 ～ 10	1		4	5	2	1			13	17.6
10 ～ 12			1	2	4	5	2		14	18.8
12 ～ 1						2	1		4	5.4
1 ～ 2						1	2		3	4.1
2 時 以 降 明 定						1			1	1.4
不 定								16	16	21.6
計	1	2	8	10	12	14	3	3	74	100.0
比 率	1.4	2.7	10.8	13.5	16.2	18.9	4.1	4.1	121.6	6.7

時より一二時までには始業するものが最も多く一八・九%となり、接客関係業務の業態を示している。この点については、午前一二時から午後八時までに至る間に始業するものが六名もいることと関連して考えらるべきである。終業時刻は、午後五時から六時までの間にある主として農業関係の九名、一二・二%を除いて、その他では、午後九時より一二時までの間に終るもの二七名、三六・四%に集中している。

終業時刻が一二時以降になるものは八名で、業務内容、業態が当該年少者の身体に及ぼす影響が憂慮されるような状況にある。

休憩、休日の状況は第44表に示すとおりであるが、まず(イ)表によつて休憩時間を見ると、一時間以上というものが二〇名あるが、紡織業等製造業を除いた料理飲食店、農業にあつては、休憩の開始終了時間は不確定である。不確定と回答があつた二〇名は、日によつて休憩時間の長短が異なるもので、不明と答えたものの大部分もこの部類であろうと推察される。休憩時間が全然ないというのは、芸妓置屋四名、料理飲食店三名、その他三名の一〇名があげられている。その外では、午前中自由とか、単に自由とか、接客関係の労働態様を示す各一名がある。

休日の状況を(ロ)表によつてみれば、月一回或は二回というものが多く、月四回未満は三四名で総数の四五・九%、全然ないものが一〇名、一三・五%、不定なもの八名、一〇・八%等となつており、週一回或いは月四回以上というのは五名、六・八%に過ぎない状況である。業種別には、芸妓置屋では、なしというのが五名、不定が一名で、休日の少いことを示し、盆、暮、祭日等に休むというのは農業の二名に過ぎない。

第 44 表 休憩、休日

(イ) 休 憩

時 間	業 種	芸者 置屋	キヤバ レ	酒 場	料 店	飲 食	旅 館	農 業	蚕 業	竹 細	小 売	紡 織	そ の 他	製 造	大 (左官) 工 等	浴 場	理 容	そ の 他	計	比 率
1 時 間 以 上						5	1	5		1	1	2		2	1			2	20	27.0
1 時 間 未 満												1						1	1	1.4
不 確 定		6	1			4	2	3			1						1	2	20	27.0
午 前 中 自 由				1														1	1	1.4
自 由								1										1	1	1.4
な し		4				3		1			1				1				10	13.5
不 明		7						1	5	2	2	1			1	1		1	21	28.3
計		17	1	1	12	5	14	2	1	6	3		2		3	1	1	5	74	100.0

(ロ) 休 日

休 日	業 種	芸者置屋	キヤバ レ	酒 場	料 店	飲 食	旅 館	農 業	蚕 業	竹 細	小 売	紡 織	そ の 他	製 造	大 (左官) 工 等	浴 場	理 容	そ の 他	計	比 率
週 一 日 以 上												1						1	2	2.7
月 四 回 以 上							1	2										3	4.1	
月 四 回 未 満		8	1	1		8	2	2			4	1		2	1		1	3	34	45.9
盆・暮・祭日等								2											2	2.7
不 確 定		1				2	1	3	1										8	10.8
な し		5				2	1	1							1				10	13.5
不 明		3						4	1	1	1	2	1		1	1		1	15	20.3
計		17	1	1	12	5	14	2	1	6	3		2		3	1	1	5	74	100.0

5. 私生活の状況

まず、年少者の宿舍の状況をみると、第45表乃至第46表のとおりであつて、雇用先家族と別棟になつてゐるのは七名、九・五%のみで、同棟で別室になつてゐるのが最も多く、四五・九%に当る三四名となつており、家族と同室のものが二〇名、二七・〇%である。寢室が定まつていないというのは一名に過ぎないが、一人で休むというのが同棟別室のものの中に一六名あり、業態からみても、日によつて部屋が変わるということが考えられるものである。

畳数と同居人員との割合では、六畳に二人というのが最も多く、以下六畳一人、六畳三人、三畳一人の順になつてゐる。同居人員からみると、一人というのが一七人、二三・〇%、同居三人が一五人、二〇・三%、同居二人が一四人、一八・八%の順になり、部屋の畳数では六畳が二二名、二九・六%、三畳九名、一二・二%、八畳二

第45表 宿 舎 の 状 況

場 所	同居人員											計	比率
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	不明		
雇用先家族と別棟（雇人のみ）	1	1	2				1			2		7	9.5
雇用先家族と同棟（雇人のみ）	16	7	7	2	2							34	45.9
（家族と同居）			5	5	2	2	1	3		1	1	20	27.0
そ の 他				1								1	1.4
不 定		1										1	1.4
不 明											11	11	14.8
計	17	14	15	4	4	1	4	—	—	3	12	74	100.0
比 率	23.0	18.9	20.2	5.4	5.4	1.4	5.4	—	—	4.1	16.2		100.0

名、一六・二%、一〇畳一〇人、一三・五%の順となつていて、労働基準法の規定からみると、五畳に七人、三畳に四人等に違反が見受けられる。

面会、外出、通信、居室の干渉等について、拘束の有無をみると、年少者が何等かの意味において拘束を感じているものは第47表のとおり総数の七・一%に当る二一名となつている。拘束の最も多いのは外出で接客業関係にあつては依然としてかゝる事実があることを示している。

6. 年少者の意見

以上の調査結果に表れたような状況下にあつて年少者はいかなる希望或は意見をもつてゐるであらうか。第48表以下に示すものは、年少者の回答をそのまゝ掲げたものである。

第46表 居室の畳数

同居人員		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	不明	計	比率
畳数														
2	畳			1	1								2	2.7
3	畳		4	1	3	1							9	12.2
4	畳		2		2								4	5.4
5	畳								1				1	1.4
6	畳		7	8	5	1		1					22	29.6
7	畳		1										1	1.4
8	畳		3	2	3	3		1					12	16.2
9	畳												—	—
10畳以上				2	1		2		2		3		10	13.5
不明						1						12	13	17.6
計		17	14	15	4	4	1	4	—	—	3	12	74	100.0
比率		23.0	18.8	20.3	5.4	5.4	1.4	5.4	—	—	4.1	16.2	100.0	

第48表によつて親元への帰郷希望の有無をみると、「有り」と答えたものは一二名で総数の一六・一％に過ぎず、「無し」と答えたものが五〇名、六七・六％に達している。これは親元の経済状態がどん底にあり、長時間労働低賃金をもつてしてもなおかつ、親元の生活よりもましな状態にあるものが多いためであり、或は親元の借金が抜けないためであり、或は年少者の送金の有無が親元の経済を左右するものであるからである。

業務上いかなることがつらいかという問に対する回答は第49表に示すところであるが、夜おそい、朝早い、という労働時間に関するもの八・六％で七名、水仕事がつらい、お客がしつこい、体が悪くても休めない、道路が悪いので配達がつらい、雑役がいやだ、暇がない、というような仕事そのものをつらいとしているのが延八名、一〇・八％、お稽古の時叱られる、仲間が意地悪、雇主がすぐ怒る、すぐ親の面倒をみてるといわれる等の対人関係五名、七・〇％があげられる。業種別には芸者置屋以下接客関係業種で四名が夜遅いことを訴えている。しかしながら、つらい事なしと答えたものが四〇名、四八・九％となつており、親元に居た当時の生活状況をしのばせている。

これら年少者が自己の将来についていかなる希望をもっているかを第50表によつてみると、まず第一に、早く一

第47表 私生活の拘束の有無

区 分	有	無	不明	計
面 会	2	51	21	74
外 出	13	46	15	74
通 信	4	50	20	74
居 室	2	37	35	74
計	21	184	91	296
比 率	7.1	62.2	30.7	100.0

第48表 帰郷希望の有無

区 分	有	無	不明	計
男	2	13	5	20
女	10	37	7	54
計	12	50	12	74
比 率	16.2	67.6	16.2	100.0

第49表 業務上つらい事

項 目	業 種 別	芸者 芸者 芸者	ヤ バ レ	酒 場	料 理	飲 店	食 館	農 業	畜 産	竹 細 工	小 売 業	初 級 業	製 造 業	大 工 等	浴 場	理 容	そ の 他	比 率
夜 お そ い 事		2	1		1												4	4.9
朝 早 い 事							1	1									1	3
水 仕 事							1										1	2
お客がしつこい(断れない)		1				1											2	2.4
お稽古の時とても叱る		1															1	1.2
仲 間 が 意 地 悪		1															1	1.2
雇 主 が す ぐ 怒 る		1															1	1.2
学 校 へ 行 け な い		1															1	1.2
体が悪くても休めない (なまけると叱られる)		1															1	1.2
暇 が な い		1															1	1.2
すぐ親の面倒を見ている と云われる		1															1	1.2
悪道路の為配達がつらい																	1	1.2
雑 役 が い や だ																	1	1
両親と一緒にないから							1										1	1.2
家にいる方が明るい生活 だ		1															1	1.2
つ ら い 事 な し		8				9	2	8	2	4	4	1	1	2		1	1	40
不 明		3		1		2	1	5		2	2	2	1	1	1		1	20
計		22	1	1	12	7	14	26	6	3	2	3	1	1	6	32	100.0	

第50表 将来の希望

業種別 希望項目	芸 者 置 屋	キ ャ バ レ	酒 場	料 理	飲 食	旅 館	農 業	蚕 絲	竹 細 工	小 売 業	紡 織 業	そ の 他 の 業	大 工 等 (左官)	浴 場	理 容	そ の 計	比 率
早く一人前の芸妓になりたい(両親の面会をみたい)	5															5	6.6
当分のまゝ				2	1											3	4.1
他所へかわりたい	1			1												2	2.6
全家族と暮したい	1			1												2	2.6
立派な左官職人になりたい													2			2	2.6
母親がないから母のかわり父の面会をみたい						1										1	1.4
給料は毎月ほしい	1															1	1.4
現在の半玉のまゝでいたい(芸妓になりたくない)	1															1	1.4
早くやめたい	1															1	1.4
一杯屋の女中にでもなりたい	1															1	1.4
踊りが早く上手になりたい	1															1	1.4
事務員になりたい												1				1	1.4
和洋裁をやりたい												1				1	1.4
自活出来る職業を身につけたい													1			1	1.4
早く仕事をおぼえ親の手助をしたい																1	1.4
普通勤務(9時-5時)の工場へいきたい																1	1.4
女中頭になりたい						1										1	1.4
商人になりたい							1			1						2	2.6
家から通勤したい										1						1	1.4
勉強がしたい(夜間中学の希望)									1							1	1.4
な	1	1		2	1				1							6	8.1
不明	4		1	8	11	2	3	3					1	1	3	38	51.2
計	17	1	1	12	5	14	2	1	6	3	2		3	1	1	57	100.0

人前の芸妓になり両親の面倒をみたいというのが五名いる。その外、比較的希望項目が多く述べられている芸者置屋関係では、一杯屋の女中にでもなりたい、踊りが早く上手になりたい、他所へかわりたいというどちらかと言えば現状肯定のもの、全家族で暮らしたい、早くやめたいと現状からぬけ出ることを希望するもの、給料は月一回払にして欲しいという労働条件に関するものが挙げられる。他の業種で目につく項目は、母がないため母がわりになつて父の面倒をみたい、早く仕事を覚え親の手伝いをしたいといった親元を心配しているもの、立派な左官職人になりたい、商人になりたいという自立を願うもの、勉強をしたい等である。

Ⅲ 事例と措置



いわゆる人身売買に該当すると思われる具体的な事例及びこれに対して関係機関がとつた措置について、以下に述べる。

なお、ここに掲げるものは、その例にすぎないが、雇用先調査をした七四件について、関係法規違反のものは、警察、労働基準監督機関に連絡して所定の措置を講じ、また、職業安定機関の協力を求めたほか、親元調査の段階でも、生活保護の適用について親元に説明し、或いは福祉事務所と連絡をとり、更にまた、長欠生徒の就学に関し、親元並びに雇用主の理解を求めた。

事例一

A.K	氏名	年令	性別	業路内容	契約期間	前借金	就業あつた人 (手数料)	出身地	備考
17	女	接客婦	二年	九万円	知(額不明)人	新入	新潟	長欠生	

A子の家庭は七人家族で、父親は病氣臥床、母親の日雇収入で家計を辛うじて支えていた貧困家庭である。このため、A子は学校へも行けず、昭和二十八年八月から翌年にかけて約一年間、某芸妓置屋に前借金二万円に住込んだ。其の後、約一カ月で某一パイ屋に移つたが、昭和二十九年十一月、再び、現芸妓置屋の接客婦(酌婦)として就業した。契約期間二年で、当初、三万円の借金をし、後で、父親の医療費として五万円、その他一万円計九万円を借受けた。このうちの一は昭和三十年十月に繰引され、現在の借金は五万円となつてゐる。このA子の就業は近

所の知人の仲介によるもので、この就業あつ旋者は、何がしかのものを置屋より受けた模様である。仕事は、接客サービスであるが、主人より売春を強要され、客をとらされた。

本人も、ここを抜け出たい希望を強く持つていた折から、婦人少年室は労働基準監督署に連絡し、帰郷することとなつた。なお、適当な就職先をたずねている。

事例二

氏名	年令	性別	業務内容	契約期間	前借金	就業あつ旋人 (手数料)	出身地	備考
K. 1	15	女	女中	不定	額不明	他人 (額不明)	新潟	長欠生

K子家族は七人、母親は子宮痛で働かず、働手である父(日雇)はなまけ者であまり働かず、兄(食器工場職工)も胃病で、一カ月の稼働は平均それぞれ五日乃至は十日である。生活保護(生活扶助・住宅扶助・教育扶助)を受けているが、これと父及び兄の収入を併せても月平均の総収入は五千五百円程度である。現在K子が働いている芸妓置屋に居たという人(他人)の仲介で、女中として住込んだ。この際、置屋から仲介人に何がしかの謝礼をしている様子である。午前中は学校へやつて貰っているが、午後は稽古(踊、三味線)をし、これが終ると夜十二時頃まで働く。寝るのは夜一時から二時になる。女中仕事であるが、芸妓の見習をしている。給食は衣類と小遣程度である。休みの日はなく、外出してもおそくなると女将からひどく叱られ、他所の人に何か聞かれても余計なこ

とをしやべつてはいけないと口止めされており、また、手紙を出すことも禁じられている状況であつた。

婦人少年卒では、警察機關に連絡する一方、「前借金は全然ない。何処に就職しても異存はない。」との一札をとり、学校とも本人の卒業（昭和三十年三月卒業）、就職問題について相談したが、愛知県某製陶会社に就職することが決定した。

事例三

E. N	氏名	年齢	性別	業務内容	契約期間	前借金	就業あつた人 (手数料)	出身地 受入地	備考
14	女子守	一	年	一万八千円	友 人 (米三升)	新 潟	新 潟	長欠生	

E子の家族は九人で、家庭事情は複雑にして、貧困である。但し、生活保護は受けていない。祖父母と兄は農業（田三反）をしており、父は日雇であるが、酒飲みである。父親が祖父母より助当されてE子と妹を連れ、家を出、昔の仕事仲間である友人のところへころがり込んでいううち、この友人の仲介で、農家の子守として働きに出るようになった。現在まで三回就業先をかえているが、何れの場合も前借金があり、父親の飲代となつた。仲介人は以前職業安定法違反であげられた男である。

父親は定住の家がないため、E子の就業先に来て屋主宅に無断で泊り込んだり、食事をしていつたりして、E子につきまとい、その就業時の前借金で酒を飲む具合なので、この父親から離さない限り、E子は救われない。本人

も亦、父に知れない所で働きたい、そして母ちゃんに代つて、祖父ちゃんと祖母ちゃんを大切にしたいと言っている。

その指導保護について、室としては、担当民生委員に連絡したが、昭和三十年三月に中学校を卒業するので（一カ月のうち半月位、就業先から学校に通つていた。）祖父と相談のうえ、適当な勤め口をさがす予定である。

事例 四

M. Y	氏名	年令	性別	業務内容	契約期間	前借金	就業あつた人 (手数料)	出身地	備考
14	女子守二	女	子	守	二	ナシ	知 ○千円人	埼玉 埼玉	長欠生

M子家族は五人、母は亡く、父が農業（田二反四畝、畑一反）をしている。家庭貧困のため、中学一年の途中で、現在の農家に子守に出た。期間二年、賃金二万円の契約である。雇用先調査時、丁度その契約期間が終つたところであつたが、就業一年目の終りの日（昭和三十年一月二十五日）に一万三千円、二年目の終りの日（翌年一月二十五日）に一万七千円、計二万円を父親が雇主から受取つた。仲介手数料は謝礼として、父親から仲介人に渡された。

仕事はつらいこともなかつたが、契約期間が終つたことでもあり、本人としては、家に帰つて、母親がわりに家の面倒をみる心組みである。父親としても、娘を引取ることにしており、婦人少年室からは、学校にやつてもらふ

よう話し、父親も承諾した。

事例五

M. Y	氏名	年令	性別	業務内容	契約期間	前借金	就業あつた人 (手数料)	出身地 受入地	備考
16	女	女	中	一	年	一万五千円	なし	新潟 新潟	長欠生

父親は日雇をして月六千円の収入を得ているが、母親は精神障害者で労働はもとより、留守居の用もできず、兄弟姉妹は多く(七人)、祖母を加えて十人の家族では、生活扶助を受けていてもなお生活は極めて困難な状態にある。二人の兄弟も満足に義務教育を終了しておらず、現在農家に住込んでそれぞれ作男、作女として働いている。M子も小学校五年の時から親元を離れ、現在のところに女中として住込んだものである。雇用先は村では中以上の農家で、作男を二人使っている。四才と二才の子供が居り、M子は朝五時に起きて食事の仕度、子供達の世話、洗濯などをし、夜は九時頃就寝する。その間休憩時間として決められたものはなく、手の空いた時適当に休んでいる。休みは月に二回あり、その日は大抵家へ帰っているようである。

賃金は年額一万円で、入用の都度支払うことになっているが、今年度分は既に親が全額前借してしまっている。この他に小遣いとして毎月二百円程度、盆正月に衣類、下駄等を支給されている。

調査員の見たところでは、身なりも不締ではあるが小綺麗にし、子供達もM子によくついて割合優遇されてい

るように思われ、本人も「家が近いし、特に辛いことはない」とのべている。

就学状況についてみると、親元に居た頃から出席状態が悪かったが、中学に入ってから特に欠席が多く、殆ど通学していない。

そこで雇用主とも話合い、学校にも連絡して、中学だけは卒業させるように依頼した。

事例六

T. U	氏名	年齢	性別	業務内容	契約期間	前借金	就学あつた人 (手数料)	出身地 受入地	備考
13	男	男	農業手伝	三	年	五千元	近所の知人 (五百円)	埼玉 東京	長欠生

Tは四人兄弟の長男で、父親は日雇をして月八千円程度の収入を得ているが、それも持病の胃が悪く仕事を休みがちなので、家庭は貧困を極めている。

Tは小学校を卒業するとすぐ、中学校不就学のまま近所の知人である仲介人の斡旋により、農家の作男として住込んだ。

三年間で一万円の契約であつたが、実際は五千円しか受取つて居らず、父親は子供を手離したことよりも金額の少かつたことを歎いている。

賃金は支給されず、盆正月に百と二百円位の小遣いと衣類を支給される程度、居室は六畳に三人で居るが、それ

でもTは家へは帰りたくないといつてゐる。

口べらしのために手離したということも多分にあるが、それよりも親に全く愛情がなく、金と引きかえに子供を提供することを当然と考えており、今後このようなことを繰返すことが考えられる。

雇用主は、未就学児童を雇用することは困ると断つたのだが、とにかく食べさせてくれるだけでよいから預つてくれと、再三親からの依頼があつたので雇用したといつてゐる。なお、婦人少年室としては、Tを家に帰すことが却つて良くない現状なので、雇用主に対して中学校にあげてもらふよう依頼した。

事例七

K. T	氏名	年齢	性別	業務内容	契約期間	前借金	就業あつた人 (手数料)	出身地	備考
15	女	農業手伝	一年	一万円	知人 (砂糖三百匁)	新入	新入	地	備考
					新入	新入	地		
					卒業生				

新潟県N郡では、手不足の農家で年雇と称して作男、作女を雇う習慣がある。年雇とは一年中かかえておくということを意味し、期間は一月から十二月末までとなつてゐる。一年間の契約期間が過ぎると、来年も続けて働くかどうかを、雇用主、親、本人の三者で相談してきめる。

賃金は年給でこれを二期に分けて前払をするのが普通のものである。万一、契約期間の途中でやめるような場合には、前借金を返済しなければならぬが、大抵の場合、新しい雇用先をきめ、そこで更に前借をして、前の雇用

主に返済している。

K子の場合は中学校を卒業するとすぐ、年給一万二千円の契約で雇われた。仕事は農事一般の手伝いで、冬は炊事や縄ない等をしている。労働時間は農繁期、農閑期によつて差異はあるが大体午前六時から日が暮れるまで。この間朝食の後二十分、風食時に三十分程の休憩をする。

休日はこの附近の農事休である一日、十五日の二日となつている。

賃金は、年給一万二千円の他に小遣いとして月三百〇五百円支給される。その他、盆には簡単服、暮には反物一反が支給された。

十二月になり、契約期限が切れたので、前記雇用先をやめ、現在の雇用先に同じく年雇として、年給二万円で雇われた。

前雇用主に問うと、K子の労働はそれ程無理なものではなく、季節の変わり目毎に新しい衣服も作つてやり、相当優遇していたので不満があつたとは思えないといつてゐるが、K子に問うと、相当な重労働であつたし、食事が悪かつたからやめたと言つてゐる。

しかし、現在の雇用先に変つてから、年給の半額である一万円を、親が前借したこともよく知つておらず、無関心であるところを見ると、自分の意志でやめたのではなく、親から言われるままに雇用先を変えたものと思われる。

現雇用先に来てからは下駄と足袋を一足あて貰つたきりである。労働時間、休憩等は前雇用先と大体同じである。居室は別に定められておらず、六畳に雇用主の老夫婦と孫、K子と四人で寝起きしている。

K子の家庭は父母、兄、妹が居るが、父親は失職しており、母親が日雇をして二千五百円位の収入があるのみ、

兄もまた作男として他家へ住込んでいる。

K子は、現在の生活に満足しているわけではないが、家へ帰つても辛いことばかりなのであきらめていると語つた。

事例八

H. S	氏名	年令	性別	業務内容	契約期間	前借金	就業あつた人 (手数料)	出身地	備考
17	男	養子手伝	二十才まで	三千元	義父	群馬馬	群馬馬	長欠生	

Hが小学校五年の時、父親は死亡し、母親は五人の子供を抱えて生活するのに困窮した。母親の現在の夫にも子供が五人居り、これら子供達を養育することはとても出来ないので、H及び第一人を就学させてくれるという約束のもとにそれぞれ養育に出したものである。その際、父の葬祭費としてHの雇用先より三千元、Hの弟の雇用先より二千元前借した。

現在、母は工員をして月四千元、義父は古物商で月六千円の収入を得ている。一人の兄は木工所へ住込工員として就職しているが家への仕送りはなく、もう一人の兄は傷害事件で刑務所に入つていたが最近出所し、現在は無職である。

Hは午前八時から午後五時頃まで養子の手伝をしていて、繭の売買時期が過ぎると至つて暇な様子である。

賃金は支給されず、身廻品、小遣い等を与えられ養育されている。二〇才になり成人式終了後は賃金を支給されることになつてゐる。

学校は小学校を雇用先で卒業し、中学校は未就学で、現在は夜（七時～九時）そろばん等を習ひに行つてゐる。本人は勉強も好きな様子であり、親も中学に行かせなかつたことを非常に後悔しているので、雇用主に対し中学校だけは卒業させるよう強く依頼した。

附

錄

一、調査担当者の体験記

親元調査若しくは雇用先調査の担当者は諸種の困難にも拘らず、非常な熱意をもつてこれに当られた。調査の実施途上において得られた貴重な体験及び問題の所在に関する所見等を掲げて参考にした。

1. 栃木婦人少年室

長欠児童M子の調査票をみると雇用主はK町芸者業とあり、親元調査後すでに二カ月は経ているので、もしや郷里に帰つたか、あるいは転住してしまつたのではないかとの不安もあつたが、時刻を見計らい午前十時頃まず近所でこの家の状況をそれとなく聞き込んでから、雇用主である芸妓Vに面接した。

某氏の妾宅で、古いが小綺麗な家である。Vは年は四十才であるが、朱色の半衿をかけ、あだつばい感じで一見三十才前後とも見られる。昨年大病を患いM子には随分世話になり、いわば命の恩人であると当時の様子を語つた。

「昨年の十一月末に児童委員の方もM子のことについて見えられました。私の主人も現在町会議長の名譽職にあるので、早速母親に返そうと本人にもすゝめたが、母親が来ても、M子は泣いて、帰らないと云い張り、母親も閉口して帰つてしまつた。

二年前にはM子の姉（十九才）もこの家におり、今は果外の某芸妓屋に転住している。M子は姉がいる頃、一度

独りで遊びに来たことが動機となり、昭和二十九年九月に母に連れられて来て以来一度も帰郷したことはない。前借金、その他の契約等は全くありません。

私としても最近の法律とか義務教育等をきかされ困つたことになつたとは考えている。しかし、芸を仕込んだ姉に不意に転住されてしまつたので……。」と口を濁らせた。

本人との面接のとき、雇用主はそれとなく壓をはずしたが、話が進むにつれ、M子は涙をたたえ、「同級生はこの三月にはみんな卒業するし、私は中学二年の九月十二日からこの家に来ており、又、妹ももう中学に通つてゐる。学校のことは何もわからなくて悲しい。」と泣き出してしまつた。「学科は、国語、理科等が好きで音楽は好きではなかつたが、今は一所懸命にお三味線と踊りの稽古をしている。私の家は貧乏で学用品も買つて貰えないし、中学一年の時には地図の本が無くてとてもつらかつた。楽しい修学旅行にも行けなかつた。又、子守をして登校する日も随分あつた。だからみんなと同じように楽しい勉強はできなかった。私はあの五人の弟妹達のためにもこの芸を覚え、一人前の芸者になつて身を立てたい。」といふ、家に帰ることを嫌がる言動であつた。

実父はビルマで戦死し、母は当時遺児四人を抱え、田畑各四反五畝の自作農を主とし、炭焼き、または日雇婦として、生計に喘ぎ／＼食べさせることにやつとの状況であつた。その後同村から継父を迎え、次ぎ／＼に三人の弟妹が生まれ、一時は平和な家庭であつたが、継父の酒乱は年毎にはげしくなり、一家には常に風波絶えず、酒乱が起ると台所の刃物等を隠し、幼い弟妹を連れて近所の山に一夜を明かしたことも幾度かで、M子は当時のことを本当に何時殺されるかと恐ろしかつたと語つてゐる。この様なことから母は止むなく父と離別してしまつたが、働き手なく、子供の多い生活は愈々酷しく、母は遂に当時姉が半玉をしていたこの家にM子も連れて来た。その後継父は

N温泉方面で働いているとき。本調査により児童委員あるいは協助力員等が訪れ、義務教育の必要、M子の将来等について懇切に話され、母も今更の如く我が無知を後悔し、M子を迎えに来たが、M子は過去の暗い冷たい生活を想い起し、且つ、日頃口喧ましい母の元に帰ることを頭として嫌がついている。そしてせめて好きなこの芸を身につけて生きたいと願っていた。

同じ人の子に生れながら、不遇な環境に育ったM子の心境がよくうなづかれた。そして、母親の考え方、教育者の立場、関係機関との連絡等、一日も早く善導するためには、まだまだ隘路を切り開かねばならぬことが多い。

案としては、もつと早くこの状況を知つたなら、この様な境遇にM子を引き込まず明るい道を歩ませ得たものと一抹の寂しさをしみじみと感じさせられた。

2. 板木峰人少年室協助力員

新しく市に編入されたとはいへ旧村落のA少年について調べて欲しいと婦人少年室長からの依頼を受けたとき、正直にいうと、初めての事だし、一抹の不安と、面倒な事をたのまれたというおつくうな気持が手伝つたが、日限もない故、手許に山積している諸用を後廻しにして出かける事にした。しかし、私は今になつてこの調査を依頼された事を有難く思っている。

調査票には少年の名前と日雇業をしている母親の氏名が記されてあつた。母子家庭だと思ふ。日雇業だから、風聞行つても不在かもしれませんという室からの言葉ぞえに従つて、先づ、私は午後のバスで市役所の支所である旧村役場に行つて戸籍を見せてもらつた。筆頭者は調査票のとおり母になつてゐるが、父親があり、少年は長男に

なつてゐる。その他弟妹三人がいる。別に生活の扶助は受けていない。父親は何をしているかきいて見たがはつきりしない。住居は支所から更に四キロあると云う。早く行つても留守、遅くなつては帰途が不安、終バスの時間が過ぎれば女一人の夜道になる。あれこれ考えつゝ急いでみたり、ゆつくり歩いてみたり、ようやく目的の家に辿りつた。

藁葺の小さな家で、入口の障子はしまつてゐる。「今日はく」と呼んでも返事がない。少し離れた小屋には雞が六羽、それ以外は誰もいない。近所の家に行つて様子をきいてみる。今しがたまで子供がいましたが、母は山へでも薪を取りに行つたのでしょうか。そのうち帰るでしょうかまあおかけなさいと云つてくれる。

近所の家というのはこの地方特産の簀製造をやつてゐる。器用に動く主婦の手許を眺めながら少年の家の事をきいてみる。母親はおとなしくて別に近所の評判もわるくないらしい。父親は何をしていますかとときくと、毎日ブラ／＼してゐると云う。「身体でも弱いのですか」「いゝえ」「ブラ／＼つてどうしてゐるのですか」「毎日袋を持つてもらつて歩いてゐるのですよ」「えゝ、じやあ乞食ですか」「まあそう云うことになりませぬ。でも多い日には米八升位のもらいがあるそうですよ。その米を売つて贅沢な暮しをしていますよ。うちなんかかないません」といくらか羨しいような語氣をこめて話した。A少年は中学一年の一月頃上京して一度も帰つて来た風がないとのこと。そうこうしてゐるうちに灯ともし頃になつた。バスがなくなつては淋しい堤を歩いて帰る他ないので、明日またたずねる事にする。名刺を置いてその事をたのんでそこを出た。

途中で母親の行先が分つたのでその家まで又歩いて行つてみる。

暗くなつた庭先で、電灯の光に照らされ乍ら大根を刻んでゐる女がそれらしい。きいてみるとやつぱりそうだ

つた。

「今日は貴女方が仕合せになるために、婦人少年室と云うお役所からAさんのことについて調べに来たから気軽に話しましょうね。」と大根を刺んでいる前にしゃがんで話しかける。

母親の語るところによると、少年は母親が町に働きに行つて居た時、父不明の児として生れ、その後現在の父が入夫、長男として届けたとの事である。少年が中学に行くようになってからは学用品などもなか／＼買つてやれず父との折合も悪いので、東京で大工をしている伯父（母の異父兄）のところへ働きに出したとの事だった。

貴女の評判は悪くないのですから今後も尚大事にして働くようにと慰めたり励ましたりして別れる。

救養などとは恐らく縁のない只食うために追われているどん底の生活、乞食をしている父親でない父（恐らく両親の争いなどの中から知つたであろう。）このような家庭に育つた少年は、学用品も満足に与えられなかつたろうが、級友から「お前の親父は乞食だぞ」と云われ、少年は少年なりに悩んだことと思う。

調査の結果では、人身売買に該当するものではなかつたが、この少年はむしろこのまゝ一個の人間として、自由な天地で豊かな人間形成への道を進んで、有能な職人になつてくれるよう祈りつゝ帰宅した。

3. 東京婦人少年室

村のあぜ道をたどつて、該当年少者の綴元をさがしもとめて、今日の予定の郡部の山村僻地をたずねた。

今度の調査対象が、電話をそなへつけた大きな事業場と違つて郡内に点々と散在する貧しい家庭であるだけに、さがしだすのにひと苦労する。まず、その番地をさがしあてるのに、メモ用紙をポケットから出したり、ひつこめ

たりして、交番をたずね、親切そうな道ゆく人をつかまえ、お米の配給所をさがしまわる等。さがしあててやれやれと思うと、この夏移転してしまつて、所在不明。がっかりして次の調査目的地の山間部落の親元をたずねる。

「○○^{さん}どの家や、あそここの山のところを曲つて、橋を渡つた竹やぶのある所たよう！」と。おしえてくれた部落は、小高い山を一つ越えた隣り部落であることも、たびたびであつた。

また山間僻地をたずねた時は、一時間も待たないと汽車がない。村のたつた一本の国道は、一日に三往復するバスが村人の町へゆききするただ一つの足で、あとは自転車と牛車を通るだけである。二往復目の午後のバスにき間にあわなかつた私は、牛車の後をつけて、てくてくと歩いた。ある時は弁当を持たずに出て、一時間もの汽車を待つおなかがついて困つたが、駅の近くには駄菓子屋一つない。駅員に聞いてコッペパンを買いに十分も歩いて、部落のたつた一軒の雜貨屋に行つた。さて草むらに腰をおろして食べ始めると、村の学校帰りの子供達が、顔をみあわせて、不思議そうな目つきで見ている。さすが心ぞうの私もあかくなる。このような苦勞話は調査にあたつてつきない。

冬枯の武蔵野を通りぬけて、高尾山が黒々と真向にみえる浅川駅におりた。交番をたずねるのはいつもの事である。昨日のようにとんでもない方面にいつてしまふと大変なので今日は詳しくメモ帳に記しておく。あせ道を相当歩いてようやく、かやぶき屋根のかたむきかかつた目指す年少者の家をつけた。せまい入口をはいると、戸障子がなく、すすけたたたみが四、五枚敷かれた一部屋が見渡せる。ろばたで、きたない身なりの老婆がろにまきをいれながら、目をしばたいている。小さい部屋には煙がたちこめてよくみえない。部屋のすみにだれか寝ているらしい。老婆は、けむい涙の目を異様に輝かせて、じつと私をみた。

この家庭は父親が死亡し、一家の支柱を失つてからは、母親がそば屋に働きに出て、三人の子供と病身の祖父・祖母をかかえて、ほそぼそとくらしている。長女にあたる該当年少者は家事の手伝いや教育費の払えないため等から、学校もしばしば休んだ様子である。卒業するとすぐに、多摩御陵の近くにある織物工場に勤務して、母親のわずかな収入に自分の二、五〇〇円の収入を足し、一万円にみたないが、この十六才の年少者が一家の支柱の一部となつてゐる。老妻と話しあつてゐる所に、つぎのあたつた洋服をきた十二才位の男の子供が、のそつと戸口にたつた。「お宅の坊やですか。」とたずねると、老妻は「〇〇子の下の子です。」「学校へはいかないのですか。」老妻は「家には男手がないので、今日はタンゴ遊びをしてみらおうと思つて、学校を休んでもらつた。たすかりますよ。」と、けろりと言ふ。

この年少者が不当雇用慣行の疑いのないことを知つて、老妻と子供をばげまして、この家を出た。

同じようなケースの親元を四件程すませて、六時三十分過ぎに、帰りの車にのつた。車中歩きに歩いた足のいたみも感ずるが、それにも増して、あの町はずれや村はずれ、次々と少年や少女の姿が思い出されるのであつた。

4. 神奈川婦人少年室

あぶない空模様だと思つていたら、とう／＼降り出した。

駅前の交番で教えられたあたりを幾廻りかしたあげく、遊んでいた子供たちに教わつてやつと探しあてたのは、家とは名のみの堀立小舎である。貧しげな長屋が秩序もなく密集する間にはさまれて、この小舎はどこかの物置かとも見えた。

思い切つてくぐりを押した。中の広さは六畳敷もあろうか。真中に三畳ばかりのうすべりが敷かれ、まわりに食器戸棚のようなものが二個ばかりおかれている。

五十才前後の男と女が、男は奥で、女は上り口で、それ／＼七輪に火をおこしている。夕げの支度であろう。来意を告げて話をきくうちに、この二人の關係も分つてきた。

この男女は別家族の人で、男の方はこの小舎の持主、小学生の子供との二人ぐらしである。どんな事情があつてか妻は夫と子供をおいて家出してしまつた。そこで、父親が働きに出る間の子供の世話をたのみかた／＼女の方の夫婦に月三百五十円の家賃で同居させているという。その夫婦の長女が目的の子供である。

父親は失対の仕事からまだ帰つていないという。母親は五十そこ／＼というのにひどく若けてみえる。問題の子供は十四才の女児、小学生の妹が一人いる。

合計五人の大人と子供がこの小舎に起居しているわけである。

大家の男と母親とが交々語るところによると、問題のB子は小学校を了えると、隣地域のだんごやへ住込奉公に出た。元来学校はきらいだが、なか／＼のしつかり者で、何かもつとみいりのいゝ仕事をときがしていたが、たま／＼友達の手ずるで、山梨のパチンコ屋に働き口をみつ、一人ででかけて行き、そこにしばらく働いていた。そのうち、その店が経営不振で閉店となつたので、同一店主の経営する東京都内の某パチンコ屋へ移つたのが去年の一月頃、それ以来その店で働いている。月給は食事付四千五百円、家へは時たま帰つて来るが、店の名前や所番地を親は聞いていない。帰る都度五百円か千円位おいて行く。父親が失対でとる日給二七〇円、月収五千円そこそこの一家にとつて、この子の持つてくる五百円、千円はありがたいお金である。

「あの子は長女だから、家をすけてくれなきやね。」と母親は云いそえた。

二人の話を一応聞き了えた頃、小舎の戸があいて、人夫風のひとく年とつた男が入つて来た。父親である。五十才というのに十も老けてみえる。だまつてぬれた脚絆をぬいで、上りかまちに腰を下した。しんから疲れ切つてゐる。

この人たちのくらしの辛さがよくわかる。しかし、困るからと云つて、義務教育も終らない子供を一人前に見立てて働かせるのは、道義上も法律の上からも許されぬことだ——型通りの啓蒙を、それでもできるだけ親身にと試みるが、父親はだまつている。母親は「はあ、はあ」とうなずいてはいるものゝ、自分たちに縁のない言葉として聞いているのがわかる。

「くらしのことは民生委員にでも相談して、生活保護をもらうようにしては——せめて学校の方だけでも。」そう云つたとき、父親がやつと大儀そうに口を開いた。

「保護のことは当つてみたのだがね。民生委員はたのみにならないよ。それかといつて区役所へじかに持つていくとさしさわりがあつて——。」

いつの間に入りこんだのか、若い男が奥の男の七輪のそばであぐらをかきながら、私たちの話に耳をすましていたが、この時、老人の言葉に強くあいずちを打つて、「ほんとにこゝの民生委員はだめなんです。」と云つた。

それにしても、娘の居所を親が知らないというのは困りものである。「今度帰つて来られたら間違なく聞いておいて下さいね。そのうち又来ますから。」と念を押す。

この父と母からは娘への愛情の一かけらも感じられないのはどうしたことだろう。娘がどこで何をしているか、

将来はどうなろうかということは、二人の関心事ではないようだ。ただ金さへ持つてくれればいゝ、親をたすけるのは子供の義務だというこの人たちの考え方を変えさせるのは至難のようだ。

今いるバチンコ屋は堅い店なので心配ないといっているものゝ、果してそうだろうか。たとえそうだとしても、この阿婆とこの貧しさ、そして娘のそうした気性と、こう三拍子揃つては、この子のでん落を阻むものは何があるだろう。

「今のうちに居所をつきとめて、何とかしてやらなくては——」

そう心につぶやきながら小舎を出たとき、外はすでに暗く、冷たい雨脚がはげしくぬかるみをたたっていた。

5. 山梨婦人少年室

十二月八日、長欠児童であるM江さん(十五才)の生家を訪ねた。一見小ざつぱりとした二間つゞきの家で、茶の間の隣に織機二台の仕事場がガラス越しに見える。母親と十九才の姉が家にいた。母親は茶屋の女のようなタイプでナイロンのマフラーを首にまとい、長女は色白で美しく、グリーンのおーバーも真新しい。案内して来た人々には帰つてもらい、一人上らせてもらつて、世間ばなしから調査に來た内意を告げる。多少警戒の気味がある。話し声が聞こえないので、「卅分でも機械を止めるのは惜しいのですが……」と云いながら織機をとめてくれる。M江の父は戦死し、兄は中学校を出て東京の武間屋に住込んでゐる。姉は中学校を出て洋裁の夜間部におり、はかに妹が三人、全部で六人家族。先づ母親と二人でこたつに入つて話す。M江の在学中、PTAの会費が払えないと教師が名前を黒板に書くのでそれが辛くて学校へゆくのを嫌い初めたという。このことは勝気な母親の自尊心を相当傷つ

けたらしい。涙をこぼして訴えている。それでM江が学校を嫌い、踊りが好きなので亡父の知人であるK方に昭和二十九年十二月に預けた。

Kは河口湖附近で芸者をしており、子供が一人ある。M江は踊りと三味線を習わしてもらう約束で住込んだ。着るものは身の廻りのセーターなど一寸したものだけと母親はいう。別にいつまでという期限の約束はない。唯預けるとときKの旦那に当る某氏から一万円借りたということが将来につながる問題のカギであると思う。家の収入は母子相談員の世活で生業資金を借り、織機を二台とし、長女と二人で働いて大体月に六、五〇〇円位の収入になるでしようかと云い、遺族年金も五万円許り入る模様である。一万円位で六人の生活は成程大変である。なおそれに、母親が派手好きであるという近所の評判であるし、本人の妹がバーマをかけているなども母の虚栄心が大分影響しているらしい。

最後に母親の訴えたことは、民生委員に心からの暖かさ思いやりが無いということ、住む家があるから生活には困らないだろうといわれるなど、心からの同情がないということをはひそかに訴えていた。母子相談員の方は生活のことから精神面までも細かい心遣いと親切さで導いてくれると心から感謝していた。

後の雇用先調査によれば、婦人少年室が母親を訪問したことが動機となり、県内の遺児の靖国神社参拝をチャンスに昭和三十一年二月六日K方より家に引取り、二月二十日から中学に通うようになった。

一、地方的特殊雇用慣行（新潟縣の藥賣り）

いわゆる人身売買に関する地方的慣習は、例えば、借子、名子、南豆小僧、船番小僧等、封建時代の遺制として農漁村に見られることがある。尤も、これら反社会的な雇用形態も、近時においては、多くその影をひそめてはいらうである。児童の人權が尊重され、その労働に関する正当な常識がひろまつた今日、特定地方にだけ慣例的にあつたいわゆる人身売買も、昔ながらの姿においては行われなくなり、或いは、このような慣習は全く跡を絶つに至つてゐる。然し若し、現在なお、いわゆる人身売買乃至はこれに近い不当な雇用形態が特定地域にあるとすれば、それはどの地方にいかなる形であるのかということが一大関心事になる。

本調査の過程では、関東甲信越地方にこのような慣行がないかに留意したが、該当のものは見当らなかつた。然し、新潟の主として西蒲原郡地方にある藥売りの雇用慣行は地方的に特殊なものである。調査によつて把握できな概況を參考までに述べることにする。

1. 地方事情

新潟県西蒲原郡地方は、砂浜が多く、特に沿岸一帯の住民は農地に恵まれないため、一部漁業に従事する者のほかは、男は職人になる者が多い。特に次男以下は東京（大工等の職人）、北海道（漁業）に出稼ぎに出るのが普通とされている。

わずかに耕地を持つてゐる農家も、煙草、西瓜、大根等によつて生計をたててゐるが、砂丘地であるので天候に

支配され易く、確実な収入の見通しは困難な状態にある。二、三年前より葡萄の植付も行われているが、これはまだ研究の段階を出ない状況にある。

漁業についてみると、春の大羽鰯の外は見るべき漁獲もなく、漁獲の方法も、遠海、深海漁業は資金がないため行われず、わずかな沿岸漁業では日々の生活も立て得ないのが実情である。

また海岸線が長く、砂浜であるため、塩を製造していた地方も、明治初年製塩が国営となつてから徐々に衰えていった。

このように昔から収入の乏しかったこの地方の婦女子は、魚介類、日用品、菓等の行商をして家計を補っている。

2. 毒消し賣りの発生と変遷

昔医薬の乏しい頃、各地の寺院において、壇家及び一般の檀越者のために、施薬として各々家伝の薬を製剤したものだといわれているが、毒消丸は称名寺の家伝薬として伝えられたものである。

土地の古老にその起源を問うと、慶長十二年、越後国浦浜村称名寺に、或る日、山伏が一夜の宿を乞うたがその夜急に発病し、一年半してようやく全治する事ができた。その間寺の手厚い看護と長逗留のお礼に、出発に際していわゆる毒消丸の製薬法を伝授して去つたものに始まるといわれている。

この薬の効能があらたかなため各地より注文を受けるようになる。まず浦浜村（称名寺所在地）の婦女子が他の品物を行商するかたわら、望まれるまゝに仲介したのが、今日の盛況をみる糸口になつたといわれている。

その後天保年間、浦浜村より角田村へ製薬法が伝わり、だん／＼隣接地区にも及んでいった。

明治初年売薬法の施行によつて、製薬の許可を得、日清日露の戦役に當つて発展向上し、第一次世界大戦後は年

々約五十万円以上産出する程の盛況を呈し、その後も引続き昭和十一、二年頃までが最盛期であつたといわれている。

戦後は富山その他の大資本を有する製薬業者に押され、また最近では豊満な新薬の普及に圧迫されて、自然衰微の一路をたどりつゝある。

3. 販 賣 品 目

現在登録品目は二四七品目で、毒消丸、六神丸、解熱散、アンマ膏等の薬品であるが、その他に化粧品、小間物、家庭金物、海産物、衣類等を販売している。

特に最近では主体を薬から小間物雑貨等に移行せざるを得ない状況にある。

4. 販 売 経 路

県内の製薬業者、販売業者の数は次のとおりであるが、大抵の場合その両者を兼ねており、実態は県業務課にもはつきり把握されていない。

新 潟 市	六
北 蒲 原 郡	一
西 蒲 原 郡	二四
刈 羽 郡	一
東 頸 城 郡	一

各業者の下には、薬事法により身分証明書の交付を受けた配置員が、各二、三名から多いところでは五〇名近く

居る。

なかでも西蒲原地区では業者も多く、配置員数を最も多く擁しており、昭和二十三年越後配置家庭業商業協同組合を結成し、事務所をおき、身分証明書の交付、県業務課との交渉等を行っている。

協同組合が結成されてからは、西蒲原地区の配置員全員が、この組合と雇用関係を結び、各人が組合より必要数の葉を貸与されて行商に出る仕組みになっているが、事実は依然として各自便宜の製葉業者、販売業者から直接貸与を受けて行商に出ている現状にある。又封建性の強い土地柄だけに、業者と配置員の関係も大体縁故によるものが多い。

5. 稼働者数

西蒲原地区の協同組合に登録されている配置員数は八八六名であるが、このうち男子は七名で、大部分の者が女子である。

この外中学校を卒業すると同時に、見習と称して、身分証明書の交付を受けずに働いている者は相当数あり、地元支部においても明確に把握されていない状態にある。

組合の調査による年令別推定稼働者数は次のとおりである。

一〇～一九才	二七五名
二〇～二九才	三〇〇名
三〇～三九才	三〇〇名
四〇～四九才	二〇〇名

五〇才以上

一三〇名

協同組合は九支部十四カ町村に分れているが、一支部からの稼働者数は大体四〇〇〜二〇〇名であり、これは住民である女子の約一割に当つてゐるが、昭和二十二年頃の三割五分に比較すると年々減少している。

6. 稼働状況

イ、稼働先

西蒲原地区における稼働先及び配置員数は次のとおりである。

北海道	四名
宮城県	一六名
福島県	四三名
茨城県	七三名
栃木県	六四名
群馬県	六四名
埼玉県	八五名
千葉県	一二九名
東京都	一九六名
神奈川県	五四名
新潟県	六九名

長野県

八三名

山梨県

五名

静岡県

一名

計

八八六名

ロ、稼働時期

戦前は、毎年五月初旬に出発し、十月中旬頃帰郷した。出発、帰郷は年番役の指揮に従つて行動し、あらかじめ日時を相談の上決定し、その際は特別列車を借切つて出かけたということである。

戦後は年一回となり、前期は四月初旬出発して八月十日頃までに帰り、お盆を家族と共に過して休息し、後期は九月初旬に出発して帰郷は十二月二十日頃から一月一ぱいとなつてゐる。

お正月は旧暦で祝う習慣なので、帰郷してから深い雪の中でお正月を過している。

ハ、稼働組織

稼働団体の組織は各部落により一様ではない。

S村では部落の気の合つた同志とか、親子姉妹、伯叔母、従姉妹、姪など親戚同志が一同となつて行商に出て行く。厳密な意味での親方子方関係はないにしても、その中での年配者が指導者となり、行商期間中は指導者の命により行動する。

E村では、いわゆる弟子と称して若い見習を募集し、少くとも三、四名、多くは十数名を連れて行商している。Y村でも、親方子方関係を持つてゐるが、親戚知人等が多い。いずれも行商中は親方の指揮によつて万事行動し、

弟子の一身上の責任は親方が負うものである。

一稼働時期が終ると、売上率により各々賃金が支払われ、この関係は解消する。又新たな出稼期には組織するのであるが、毎年ほぼ同じ顔ぶれになるようである。

ニ、稼働中の生活状況

某組織の行商中の生活状態を例にとつてみると、この組織は十二三人で組まれており、親方は六十過ぎのおばあさんである。朝は四時頃起床して食事の仕度、行商の準備をし、七時頃それらの目的地へ行商に出かける。

宿舎に帰るのは、早くて五時、遅いのは十時頃になるが、大体七時頃全員の顔が揃う。食事は早く帰つた者が仕度するので揃つて夕食をとり、それが終ると各々行商の荷物を持つて親方の前に集り、朝持つて出た品物と、売上金を親方の帳面と照合して、翌日持つていく品物の補充を受ける。売上げのよい者はほめられ、悪い者は皆の前で手厳しく叱られるという。

三度の食事のお菜は、朝は味噌汁と漬物、弁当は越後から持つてきた野菜の味噌漬、夜は干魚や野菜の煮物などである。

休日については判然としなう。

ホ、賃金

賃金は親方の自由裁量に委され、一切秘密になつており、部落の人に聞いても答えてくれない。

しかし、以前に比べると収入は年々減少しており、親方についている見習時代の娘達は、大体半期七千円から一万円位、その他売上げ成績のよい娘には靴、洋服が支給される。昔は嫁入りの際、たんす鏡台等を与えたといわれ

るが、現在はそのような羅々しいことはない。

一人前の行商人でもその収入はまち／＼で、大きくは半期十万円を越す者もあるといわれる反面、生活だけがせいいばいで帰郷した際に売薬代の支払いもできない者もある。

親方の収入は相当大きいものらしく、それぞれの出先に家を持つている者も多いということである。

7. 宿舍の状況

製薬、売薬業者の中でも資本を持つている者は主な出稼地に宿泊所を設け、そこに薬その他行商人に必要な品を備えて貸与し、宿泊者は自炊で一泊十円の便宜をはかつている。又、長い間行商をして親方といわれる人達の中には出先に家を持つている者もあり、借家、間借をしている者もある。

いずれも幾組かで共同生活をし、各親方の監督のもとに居住している。

田舎廻りの場合は、得意先、時期等殆んど同じであるので、宿も一定している。

道順、距離等の都合で分宿する場合も、親方の指示に従い、次の宿舍や集合時間を打合せておいて、間違いないく集合し、親方を中心に万事行動しているということである。

8. 風紀に関する状況

昔は、風紀について厳しい制裁が設けられ、問題が起きると組合で協議の結果、罰金を取り、親方と弟子の関係を絶たれ、時にはその者の身内の毒消売りを禁ずる事すらあつた。

これは全村をあげて出稼ぎする地方として最大の辱めであるため、行商に出る者は十分な注意をはらつてゐるといふ。

現在はそのような事はないというが、何代となく続けられた歴史と、狭い土地の噂などを恐れて、旅先で結ばれた者は村へは帰つて来ない。

9. 留守家族の状況

子供を養育する立場にある婦人達が、若いも若きも出稼ぎに出、又男子の出稼ぎも比較的多いこの地方では、幼い子供の教育上、又風紀上不都合なことがないかと思われるが、何代となく続いた出稼の習慣に、村人達は何の不自然さも感じていない。

風紀については、昔から無言の掟のようなものがあり、皆よくこれを守っているということである。

出稼ぎの母親は、三才以上の子供は家庭に残し、三才未満の子供は連れて歩くのが普通であるが、行商先の都市では、知人の家や宿舎にあずけて世話を頼んでいる。

ここ四、五年の間に、各村とも全部保育所が建てられ、残された子供達をあずかるようになった。

或保婦の話によると、子供達は母親の留守中は淋しいのかよく保婦になじみ、指導もし易いが、母親が帰つて来ると、長い間留守にしたその間の愛情を一時に注ぐため、驚く程着飾つたり、お八つを無制限に与えたり、時間の観念なく保育所によこしたり、切角の保育がメチャメチャになつてしまつてしまつたと語つた。

又、村の行事もこの出稼ぎに合わせて行われる。従つて、出稼者の帰郷時は誠に暇かで忙しく、婚禮、仏事その他もすべてこの間に行われ、村は一辺に活気に満ちてくるということである。

三、調査表

B 本年3月卒業生動向調査表

調査年月日(昭和30年)月()日
 学校名()
 所在地()

[illegible]

○ この調査は本年8月卒業生のうち、次の状態にあるものを対象とする。親元（保護者）を離れている者だとし、その該当者でない不明の者については記入すること。雇用主氏名を記入する。わが国で有九地方、その他卒業生の動向を記入する。

○ 備考 当該年少者に不当な雇用関係のおそれがあるかないかについて、その動向に際する参考事項を記入する。

別紙様式 of 2

長期欠席生徒並びに卒業生市町村抽出調査表

市町村名	C	所在	C
...	...	...	...

[illegible]

— 諸人乎 —

○ 署名、印刷形式のA及びBの等級調査表に基き、長文生卒年等の別（長文生の場合は父、卒養生の場合は卒に記入のごとく）、氏名、生年月日、在別、難（保護者）との続柄、親元（保護者）の住所、氏名、職業、当該年少者の行方（雇用先）を記載する。

○ 「町村」は、管内の夫々の年少者に関する福利事情を各方法により把握し、前記事項の確認を行うとともにこの年少者に不当雇用（いわゆる人身売買）のおそれがあるかどうか、と記入する。

○ 少年に不当雇用の疑いある者については判定欄に一置きをしてその福祉に反するよう内容とする契約または不当な人身の拘束を伴う労働を提示させ、その雇用関係に反社会的拘束等、仲介人の介在等による中間搾取等がその内容とされる。（例えば、淫行、面商労働、心身の不当な拘束等）

別紙様式の3

親元(保護者)並びに雇用先(年少者・雇用主)調査票

長欠生一卒業生の別	出身地	受入地
	調査年月日(昭和30年 月 日)(昭和 年 月 日)	
	調査者氏名() ()	
	都道府県名() ()	

①年少者の氏名 (フリガナ)	③性別(男・女) ③生年月日 (昭和 年 月 日生)	⑤親(保護者)の氏名	⑥親(保護者)の職業 ()
(満 才)	④親(保護者)との続柄()	(満 才)	

⑦年少者の住所又は雇用先の名称、所在地	⑧親元(保護者)の住所
---------------------	-------------

1. 家族構成(親)

- (1) 家族総数 計(人)
☐祖父 ☐祖母 ☐父 ☐母 ☐兄(人) ☐姉(人) ☐弟(人)
☐妹(人) ☐その他(人)
- (2) 親元に同居していない家族 計(人)
☐年少者本人 ☐
☐ ☐
- (3) 父母のいない者の場合
☐父 死亡 離別 その他()
☐母 死亡 離別 その他()

2. 家族の職業と収入(親)

(1) 親元にいる者の収入

続柄	職業	平均月収	備考
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

(2) 親元にはいない者よりの送金

続柄	職業	送金額	備考
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

(3) 生活保護法適用の有無

○受けている 一ヶ月 円(扶助の種類別内訳))
○受けていない

(4) 家計状況上参考となるべき事項

3. 年少者を親元より手離した動機(親元を離れた動機)

((親)) ((年))

4. 年少者を親元より手離した形態(親元を離れた形態) (親) (年)

(親) ○就職 ○養育 ○家出 備考()
(年) ○就職 ○養育 ○家出

5. 修学状況

(1) 親元を離れたときの修学状況 ((親))

(2) 就業後の修学状況 ((年))

6. 就業の状況

(1) 雇用先の名称、所在地、業種、就業期間(就業経歴別) (年)

	(第1回)	(第2回)	(第3回)
イ. 名 称			
ロ. 所 在 地			
ハ. 業 種			
ニ. 就業期間			

(2) 雇用先の労働者数(雇)

計(人) 男(人) 女(人)

(3) 業務内容((親)) ((年))

(4) 契約内容 (親) (年)

イ. 期 間 ((親) 年) ((年) 年)

ロ. 賃 金 額 ((親) 円) ((年) 円)

ハ. 実物給与 (親) (年)
○あり() ○なし ○あり() ○なし

ニ. 支払形態

(5) 前借金(前貸金)

○受けとつた(渡した)

イ. 金 額 ((親) 円) ((雇) 円)

ロ. 受けとつた(渡した)形態

名 目

い つ () ()
誰から(誰へ)

○受けとらない(渡さない)

(6) 就業あつ旋者

○あり

(親)

(雇)

イ. あつ旋者の種類 () ()

ロ. 氏 名 () ()

ハ. 住 所 () ()

ニ. 性 別 年 令 (男・女 満 才) (男・女 満 才)

ホ. 職 業 又 は 前 職 () ()

ヘ. あつ旋者への謝礼 (円) (円)

ト. あつ旋者と年少者との関係
() ()

チ. あつ旋者と
雇用主との関係 () ()

リ. 備 考
() ()

○な し

(7) 賃 金

イ. 現金給与(手取り)(年)

(日給 円)

(月給 円) その他

(年給 円)

ロ. 控除額(年)

○ 支給前に控除されるもの

名 目

金 額

() (円)

() (円)
() (円)

○支給後に控除されるもの

名 目	金 額
()	(円)
()	(円)
()	(円)

へ、実物給与(年)

定 期 ()
 盆 ()
 暮 ()
 その他 ()

ニ、支払形態(雇)

○固定給(日給、月給、日給月給、年給)

○歩合制(雇主 分、児童 分)(その他)

○固定給+歩合制 ()

○その他 ()

ホ、年少者に直接支払っているか((年))((雇))

へ、家庭への送金

(親) (年)

○あ り $\left\{ \begin{array}{l} \text{い つ} \\ \text{誰から} \\ \text{いくら} \end{array} \right.$ 円 $\left\{ \begin{array}{l} \\ \\ \end{array} \right.$ 円

○な し

(8) 労働時間及び休憩時間(年)

イ、拘束時間(前後 時~前後 時) 状況()

ロ、休憩時間(時間 分) 状況()

(9) 休日(年)

() $\left\{ \begin{array}{l} \text{日} \\ \text{週} \\ \text{月} \end{array} \right.$ () 状況()

(10) 宿舍の状況(年)

イ. 種類 ☐ 同棟内に住んでいる ☐ 別棟になつている ()

ロ. 居室の登数 (登)

ハ. 居室の人員 (人)

内 訳

男子労働者 (人) 雇主の家族 (人) その他 (人)
女子

(11) 私生活の状況 (年)

イ. 面 会 ()

ロ. 外 出 ()

ハ. 通 信 ()

ニ. 居 室 ()

(12) 帰郷希望の有無とその理由 (年)

☐ あり ()

☐ なし ()

7. 業務上或いは業務外においてつらいこと (年)

()

8. 現在の生活に満足しているか、何を希望するか (年)

()

◎ (出身地における) 処置状況

◎ (親元調査) 調査者の所見

◎ (受入地における) 処置状況

◎ (雇用先調査) 調査者の所見

◎備考 ((出) 又は (受) と記載の上記入のこと)
地方的特殊慣行があればそれを記載のこと。

昭和三十一年六月 十日 印刷
昭和三十一年六月二十日 発行

(不許複製)

年少者の不当雇用

調査報告 (関東中信越篇)

編集者

東京都千代田区大手町一ノ七
労働省婦人少年局

印刷者

石 崎 武 治

印刷所

東京都中央区入船町二ノ三
中和印刷株式会社
